

第11編

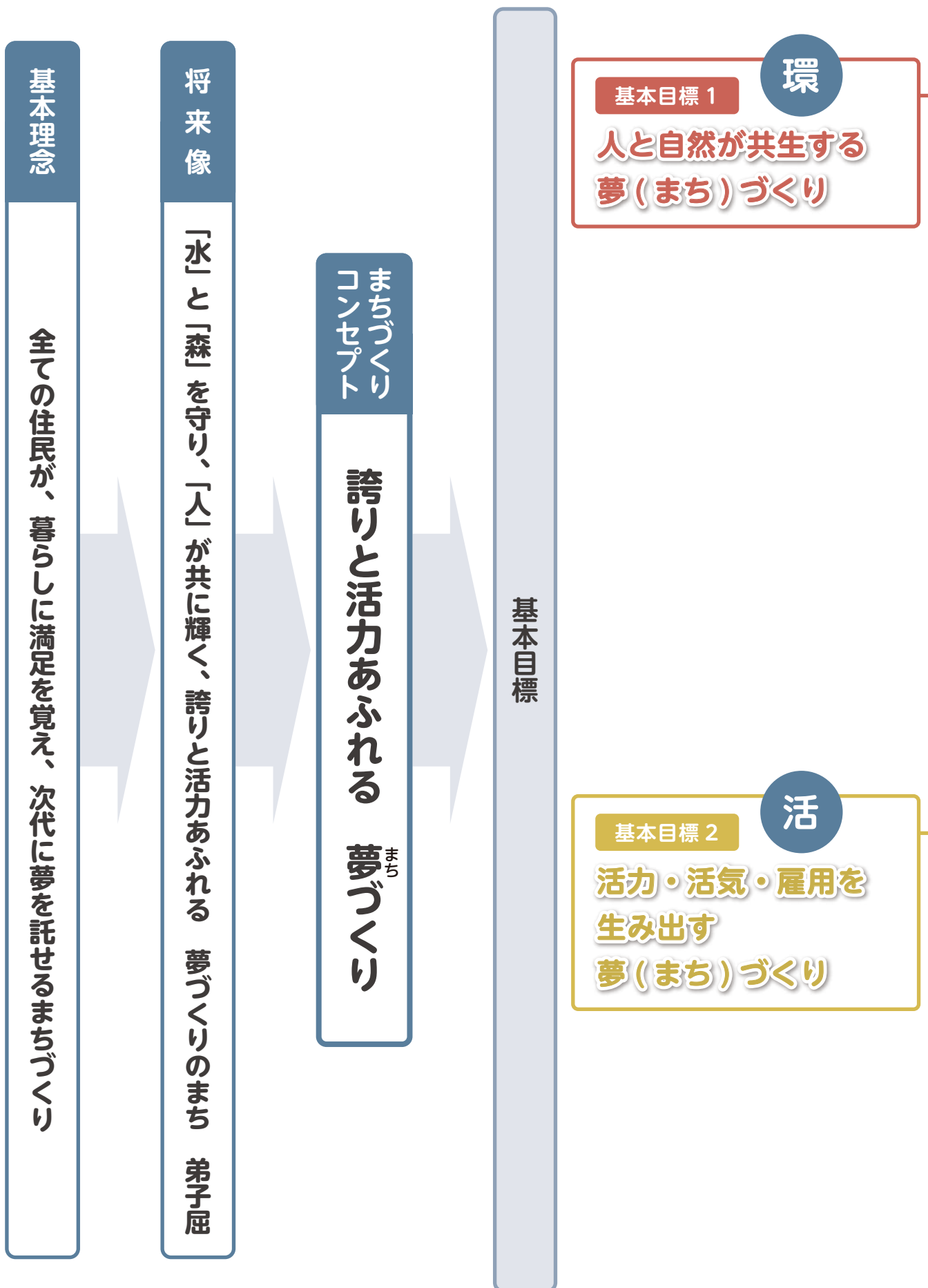
前期実行計画

第2部

前期実行計画（基本目標別計画）



前期実行計画の施策体系



【基本施策】

環-1 環境保全の推進

環-2 生活環境の充実と向上

環-3 環境と共生する基盤の整備

活-1 基幹産業の更なる強化

活-2 雇用を支える産業力の向上

【主要施策】

① 脱炭素社会の推進

② 循環型社会の推進

③ 環境保全の推進

④ 生物多様性保全の推進

⑤ 景観保全の推進と公園の充実

① 防災対策と強靱化の推進

② 消防力の強化と救急体制の充実

③ 防犯対策と交通安全の推進

④ 安心できる消費生活の確保

⑤ 公衆衛生の強化と充実

① 市街地整備の推進

② 道路の利便性の向上

③ 住宅環境の充実

④ 上水道と温泉の保全

⑤ 下水道整備の推進

⑥ 公共交通の維持

① 農業生産基盤の強化

② 農業経営力の強化

③ 森林の保全と適切な利活用の推進

④ 観光まちづくりの推進

① 商工業の活性化の推進

② 水産資源の保全に向けた取組の推進

③ 人手不足の解消と企業・事業所の誘致

基本理念

全ての住民が、暮らしに満足を感じ、次代に夢を託せるまちづくり

将来像

「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈

まちづくり
コンセプト

誇りと活力あふれる 夢づくり

基本目標

暮

基本目標 3

誰もが安心して
暮らせる
夢(まち)づくり

育

基本目標 4

豊かな心を育て、
文化を大切にする
夢(まち)づくり

人

基本目標 5

行動する人を育てる
夢(まち)づくり

公

基本目標 6

誰でも参加する
ことができる
夢(まち)づくり

【基本施策】

暮-1 健康づくりの推進と医療の充実

暮-2 子育て・福祉環境の充実

育-1 学び環境の充実

育-2 生涯学習の推進と文化の継承

人-1 協働の推進

人-2 交流の推進

公-1 安定した行財政の運営

公-2 住民と行政の新たな架け橋づくり

【主要施策】

- ① 健康づくりの推進
- ② 安心できる医療環境の推進
- ③ 感染症対策の強化

- ① 豊かに暮らせる福祉の充実
- ② 子育て支援の充実
- ③ 子育て環境の充実
- ④ 安心して暮らせる高齢者福祉の充実
- ⑤ 社会参加を進める障がい者（児）福祉の充実
- ⑥ 介護支援の充実

- ① 生きる力を育む学校教育の充実
- ② 学校教育環境の充実

- ① 生涯学習のまちづくり
- ② 青少年の健全育成
- ③ 生涯スポーツの推進
- ④ 文化・芸術の継承
- ⑤ 文化財の適切な保全と活用

- ① ネットワークづくりの推進
- ② 全ての住民が活躍できる社会の推進

- ① 互いに支え合うコミュニティの充実
- ② 地域間交流の推進と国際化対応
- ③ 人権と平和を守る取組の推進

- ① 信頼される行政組織づくり
- ② 健全な財政運営の推進
- ③ 自治体間連携の推進

- ① 住民に役立つ広報・広聴の推進
- ② デジタル・ガバメントの推進

第1章

【基本目標1】

人と自然が共生する 夢(まち)づくり



第1節 環境保全の推進



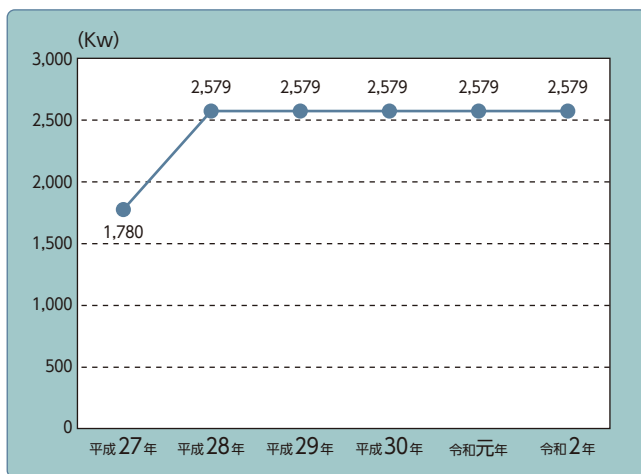
1 脱炭素社会の推進

現状と課題

本町では、これまで環境負荷の低減を念頭に、豊富な自然資源を活かした新エネルギーについての先進的な調査研究や導入に取り組むと同時に、自然資源を産業に活用するための新たな取組を推進してきました。そのため、北海道再生可能エネルギー振興機構との連携、雪氷冷熱設備の維持管理、弟子屈町温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂を進めることにより、地球環境の保全とエネルギー自給率の向上を目指してきました。

こうした中、国は地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現を政策として掲げましたが、本町でも令和3年12月に「てしかがゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまで以上に脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することとなりました。

そのため、本町の貴重な地域資源である地熱や雪氷を一層活用した再生可能エネルギーの活用と、住民の意識の向上を図りながら、省エネルギー行動の推進を図る必要があります。



自然再生エネルギーの発電容量（環境生活課調べ）



てしかがゼロカーボンシティ宣言

取組の方針

- 公共施設への省エネルギーや再生エネルギー設備等の導入を進め、エネルギーの地産地消を行うことにより、脱炭素化を推進します。
- 温室効果ガスの削減に向け、町内の再生可能エネルギー資源の把握と活用を推進します。

目指す姿

- 温室効果ガス排出量が削減され、カーボン・ニュートラルに向けた取組が着実に前進しています。

施策

(1) 再生可能エネルギーの活用

2050年カーボン・ニュートラルの実現に向けて、町内の温泉や地熱などの再生可能エネルギー資源の把握を行い、活用に向けた取組を進めます。

また、気候変動への対策として、「弟子屈町温暖化対策実行計画」に基づき温室効果ガスの削減を図るため、多様な再生可能エネルギーの活用を図ります。

主な施策推進事業

- 地熱資源開発事業 (★「しごとづくり」推進事業)
- 雪氷冷熱事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(2) 省エネルギーの推進

一般家庭や民間事業所に対し省エネルギー行動の普及啓発、省エネルギー製品への買い替えや設備の更新について普及促進を行います。

また、公共施設の省エネ改修や、公用車のエコカーへの更新を積極的に推進し、省エネルギー活動の先導的な役割を果たします。

これら、省エネルギーの導入等を推進することにより、脱炭素社会の構築を図ります。

主な施策推進事業

- 省エネルギー行動の普及啓発事業
- 省エネルギー製品・設備普及促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 地熱発電を主目的とした生産井の数	本	0 (R3年度)	2
(2) 省エネルギーの周知 (広報への掲載)	回/年	2 (R3年度)	4

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町地球温暖化対策実行計画改定版 (区域施策編)	平成27(2015)年度～令和10(2030)年度
弟子屈町地球温暖化対策実行計画改定版 (事務事業編) ※令和4年度改訂予定	平成28(2016)年度～令和3(2021)年度
弟子屈町環境基本計画	平成29(2017)年度～令和10(2028)年度
地熱資源を活用した「弟子屈・ジオ・エネルギー事業」マスタープラン	平成29(2017)年度～
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



2 循環型社会の推進

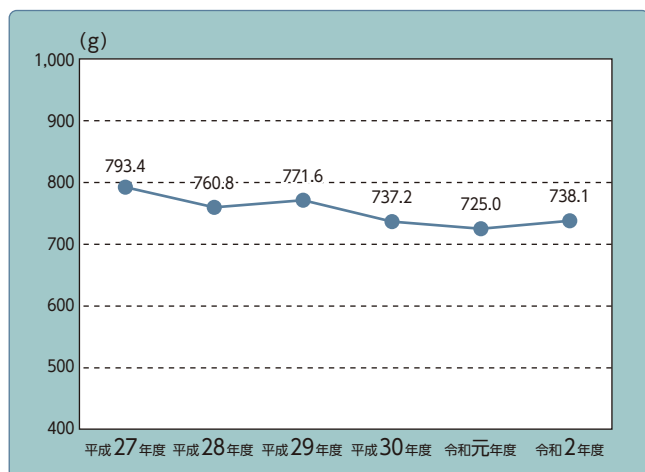
現状と課題

本町では、ゴミの減量化による循環型社会の構築を目指し、3Rの定着に向け出前講座（ごみ分別説明会）の開催や広報を通じたリサイクルの促進を行うとともに、廃棄物の分別リサイクル化の推進に向け、住民の理解と協力の下、近年の高齢者世帯の増加等を考慮し細分化や簡素化を進めてきた結果、ごみの排出量は漸減傾向となっています。

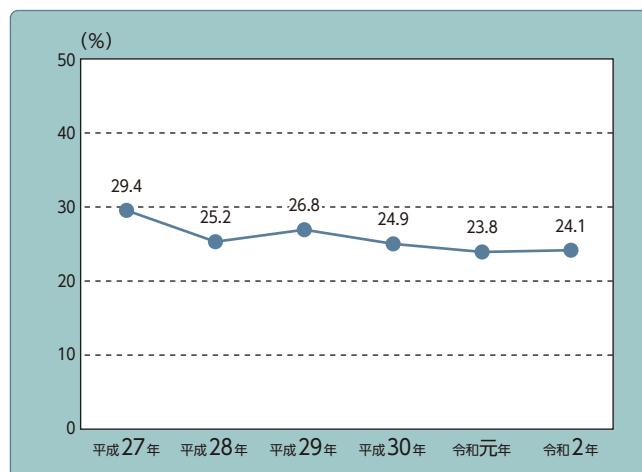
また、平成21年度から釧路広域連合へ加入し、一般廃棄物の中間処理（焼却）施設である釧路広域連合清掃工場で、安定的な処理を行っています。

一方、町内では廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどの行為が散見されています。本町では、ごみの不法投棄やポイ捨てから豊かな自然を守るため、平成18年4月1日に釧路市他近隣6町村と「自然の番人宣言」を宣言し、不法投棄の巡視や看板設置を定期的に行い、不法投棄の防止に努めていますが、今後も「自然の番人宣言」宣言企業や団体の拡大をすすめながら、ごみのないまちづくりを進める必要があります。

併せて、本町の基幹産業である農業においては、農業用資材としてプラスチックが多く使用されていることから、廃プラスチックの適正処理の推進と、再利用の拡大も進める必要があります。



| ごみ排出量



| リサイクル率

取組の方針

- 環境負荷の軽減に向けた3Rの推進をより強化するとともに、環境保全に向けた適切な廃棄物処理の強化に努めます。
- 釧路広域連合との連携・協力によりごみの広域処理化を推進し、安定的な処理と環境負荷の低減に取り組みます。
- 農業者や農業協同組合と連携した農業用廃プラスチックの適正処理の推進と、再利用の拡大を図ります。

目指す姿

- 3Rへの取組や廃棄物の適正な処理が推進されているとともに、廃棄物による環境汚染の低減が進んでいます。

施策

(1) 3Rの推進と適正な廃棄物処理

ごみを減らし (Reduce)、使えるものは繰り返し使う (Reuse)、資源になるものは再利用する (Recycle)、3Rの取組を推進し、環境負荷の軽減に努めます。

また、廃棄物の適正な処理の推進を図るため、不法投棄対策として、釧路管内自治体と連携し「自然の番人宣言」事業所の更なる拡大や普及啓発を推進します。

主な施策推進事業

- 資源ごみ処理事業
- 自然の番人宣言事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	○

(2) ごみの広域処理化の推進

可燃ごみについて、平成21年度から釧路広域連合へ加入することで、安定的な処理を行っており、ダイオキシン類の排出抑制や排ガス防止措置による有害物質の除去など環境負荷の低減を図るとともに、脱炭素化の取組も引き続き行います。

今後は、不燃ごみの安定的な処理と環境負荷の低減に取り組みます。

主な施策推進事業

- 燃やせる（可燃）ごみ処理事業
- 燃やせない（不燃）ごみ処理事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 農業廃棄物の適正処理と再利用の推進

農業者や農業協同組合と連携し、農業用廃プラスチックの適正処理により、自然環境に配慮した農業を推進します。

主な施策推進事業

- 農業用廃プラスチック適正処理に係る普及啓発事業
- 農業用廃プラスチック回収事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R7年度)
(1) ごみのリサイクル率	%	24.1 (R2年度)	25.0
(2) ごみの排出量 (1日一人当たり)	g	738.1 (R2年度)	730.0
(3) 農業用廃プラスチック処理率	%	98.0 (R2年度)	100.0

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町一般廃棄物処理基本計画	平成26(2014)年度～令和5(2023)年度
第2次弟子屈町環境基本計画	平成29(2019)年度～令和10(2028)年度
弟子屈町災害廃棄物処理計画	令和2(2020)年～
釧路広域連合ごみ処理基本計画	平成28(2016)年度～令和7(2025)年度
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



3 環境保全の推進

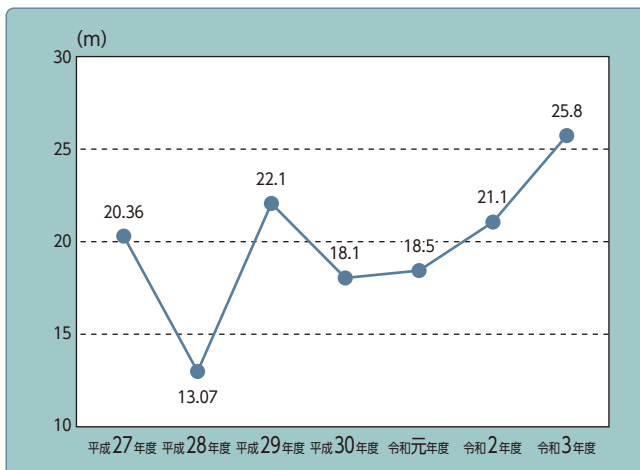
現状と課題

本町の恵まれた資源の代名詞である摩周湖や屈斜路湖の環境保全は非常に重要であり、現在、摩周湖周辺5町（弟子屈町、清里町、別海町、中標津町、標茶町）や国立研究開発法人国立環境研究所などの関係機関で設立した「摩周湖環境保全連絡協議会」にて、摩周湖モニタリング調査を実施しています。

また、屈斜路湖においては、環境省と協議し環境保全の観点から動力船の規制を実施していますが、摩周湖や屈斜路湖は本町の観光資源でもあることから、環境保全と流域周辺の地域振興も見据えながら取組を継続する必要があります。

そのため、湖沼の水質調査は、国や道が調査の主体となって実施するよう働きかけるとともに、環境保全と美化に向け、今後も「自然の番人宣言」を軸とした清掃活動の仕組みづくりを進める必要があります。

併せて、農業環境の改善に向けて、家畜ふん尿の適正処理はより快適な農村における生活環境の向上につながることから、その臭気抑制や脱炭素化に取り組む農業者に対する支援を進める必要があります。



摩周湖の透明度



摩周湖水質調査

取組の方針

- 研究機関との連携により摩周湖及び屈斜路湖、その他の水質等の状況を継続的に把握し、住民に公表することにより、環境を維持・保全することへの意識の啓発に努めます。
- 臭気低減装置やバイオガスプラントの導入を支援し、家畜ふん尿の臭気対策の充実を図ります。

目指す姿

- 湖や河川の豊かな自然環境が維持されているとともに、家畜ふん尿の適正処理が進められ、農村部におけるより快適な生活環境が実感されています。

施策

(1) 大気・水・土壌等の環境の維持

本町の大切な自然資源である摩周湖及び屈斜路湖について、摩周湖環境保全連絡協議会や北海道総合研究機構等の研究機関による環境調査結果を積極的に公表するとともに、多くの住民に環境維持と保全に関する知識の普及啓発に努めます。

また、屈斜路湖については、自然環境を保全するとともに、住民・関係機関・受益者等多様な関係者による検討を進め、適正な利用と安全対策に係るルールを確立し地域の振興につなげます。

更には、河川や湖への排水流入の低減に努め、水環境の保全を図ります。

併せて、北海道や関係団体と連携して、町内の土壌が汚染されることなく守られるよう取組に努めます。

主な施策推進事業

- 摩周湖モニタリング調査事業（水質）（★「まちづくり」推進事業）
- 摩周湖環境調査事業（大気）
- 屈斜路湖水質調査事業
- 屈斜路湖適正利用事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 農業環境の改善と整備

家畜ふん尿の臭気低減装置の導入がコスト面等の理由により難しい農業者に対し、その導入支援を図り、より快適な農村における生活環境の向上を推進します。

また、バイオガスプラントの導入による家畜ふん尿の臭気抑制や脱炭素化に取り組む農業者に対する支援を実施します。

主な施策推進事業

- 臭気抑制型スラリー散布機導入助成事業
- バイオガスプラント導入促進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 摩周湖モニタリング調査の実施	回/年	1（R3年度）	1
(2) 臭気低減装置の導入台数（累計）	台	6（R2年度）	8

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町一般廃棄物処理基本計画	平成26（2014）年度～令和5（2023）年度
第2次弟子屈町環境基本計画	平成29（2019）年度～令和10（2028）年度
弟子屈町観光振興計画	令和4（2022）年度～令和11（2031）年度

関連するSDGs (Goals)



4 生物多様性保全の推進

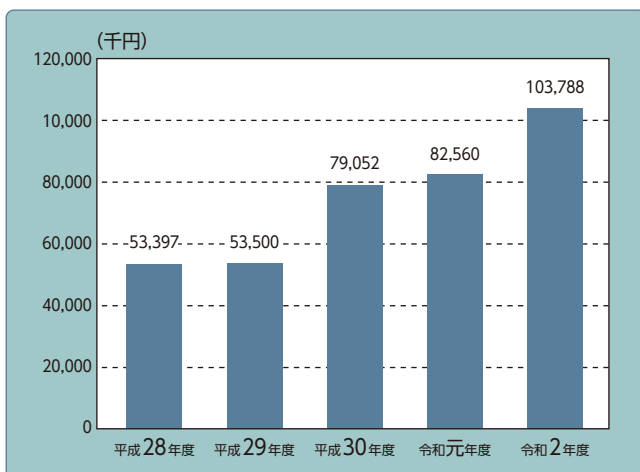
現状と課題

生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものですが、日本だけでなく世界全体でこの問題に取り組むことが重要であることから、平成4（1992）年5月に「生物多様性条約」が結ばれ、わが国も平成5（1993）年5月に条約を締結し、12月に条約が発効しました。

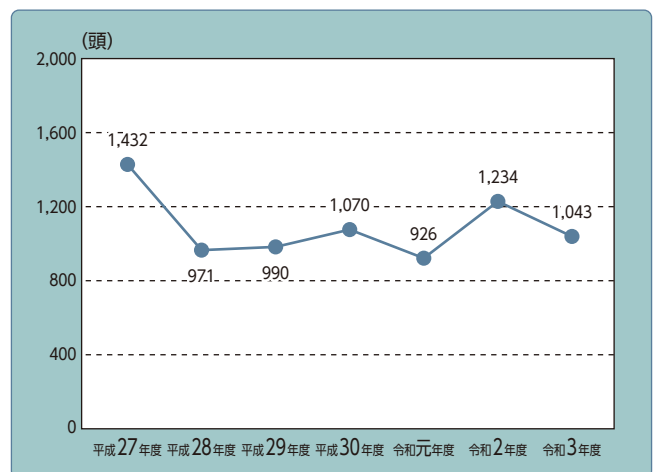
森林は生物多様性の宝庫と言われていますが、本町の広大な森林はまさしく世界にとっても貴重な財産であることから、より多くの住民が、森林の持つ環境保全力や生物多様性を保つ役割を知り、森林を守る意識を持つことが必要です。

また、人間の活動によって本町へ持ち込まれ、生態系に悪影響を及ぼす特定外来生物も町内に多く繁殖する状況となっていますが、その対策を進める必要もあります。

豊かな自然環境の中にある本町では、野生動物も多く生息しており、エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害が年々増加しています。そのため、有害鳥獣の生態を把握するとともに、有効な対策を強化する必要もあります。



エゾシカによる被害金額



エゾシカ捕獲頭数

取組の方針

- 生物多様性への認識を高める機会である森林を守る活動を通して、住民の生物多様性への認識を高めます。
- 外来植物の繁殖状況を把握するとともに、その防除活動を推進します。
- 野生動物の生態調査を行うとともに、有害鳥獣による農業被害の防止を推進します。
- 自然との共存を図る上でも関係する、畜犬や野犬の適切な管理をするために、狂犬病予防等必要な対応を推進します。

目指す姿

- 生物多様性の重要性を多くの住民が知る機会が十分提供されているとともに、野生動物との共存が図られています。

施策

(1) 保全と活用の担い手の育成

住民の町有林への植栽活動を通して、より多くの住民が、森林の持つ環境保全力や生物多様性を保つ役割を実感し、森林を守る意識の啓発を図ります。

主な施策推進事業

- 植樹事業
- 育樹事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	◎

(2) 外来植物対策の強化

町内に生息・自生する植物を保護するため、オオハンゴウソウなど本町の自然の脅威となる特定外来植物に対しては、環境省と連携し繁殖現状の把握を行うとともに防除を進めます。

また、外来種が及ぼす影響について周知啓発を行い、意識の向上を図ります。

主な施策推進事業

- 外来種防除事業
- 外来種に係る周知啓発事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	◎

(3) 野生動物対策と農業被害の防止強化

野生動物との共存に向け、研究機関によるヒグマの生態調査に協力するとともに、その把握と必要な駆除を実施します。

また、エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害の防止を図るため、シカ柵整備や猟友会への奨励などの捕獲事業を継続して進めるとともに、狩猟者の確保に努めます。

併せて、駆除した動物の食材などへの有効活用を図ります。

主な施策推進事業

- 有害鳥獣の生態調査及び有効活用事業
- 鳥獣害対策事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

(4) 保健衛生の向上

畜犬及び野犬による人や家畜動物への危害を防止し、安全保持のための飼育者への指導を徹底します。

また、畜犬の正しい飼い方について、広報等による周知徹底・啓発に努めます。

主な施策推進事業

- 狂犬病予防注射接種率向上事業
- 狂犬病予防注射接種啓発事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	○

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 植樹祭面積	ha	0.3（R2年度）	0.5
(2) 外来種に係る周知啓発	回/年	1（R3年度）	1
(3) エゾシカ捕獲頭数	頭	1,043（R3年度）	1,300
(4) 狂犬病予防注射接種率	%	60.6（R3年度）	65.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町鳥獣被害防止計画	令和4(2022)年度～令和6(2024)年度
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



5 景観保全の推進と公園の充実

現状と課題

本町では、町全体の風景が優れた自然環境と調和することで、住む人の景観に対する誇りや観光資源としての活用が期待されており、更なる美観形成につながる取組を推進してきました。

温泉に恵まれた本町では、町内に多くの温泉街があり、住民のみならず観光客の憩いを提供する景観を提供してきましたが、施設や家屋の老朽化により以前より街並みの魅力が低下しており、その再整備を進める必要があります。

市街地を一步出ると広大な農村や放牧の田園風景も広がる本町では、雄大で優れた農業景観に対する取組を高める必要があります。

また、民間等による施設が阿寒摩周国立公園内には多くありますが、その自然景観を損なうことのないよう配慮も求められており、今後景観計画をまとめ、町全体が統一感を持った景観づくりを進めるために景観行政団体となり、より良い景観の形成を進める必要があります。

国立公園の他、本町各所には、街区公園、近隣公園、都市緑地等の都市公園や、条例で定める公園等があり、住民の憩いの場所として活用されていますが、老朽化が進む公園もあります。そのため、町所管の公園については、施設自体の健全性を保てるよう計画的な維持管理や改修を計画的に進める必要があるとともに、防災拠点としての機能を高める必要があります。

また、本町では公園の利用を高めるために、各公園等の草刈りや遊器具の維持管理を行っていますが、利用者の少ない公園などは廃止の検討も必要な状況となっていることから、整備の継続と公園の近代化を進めることも必要です。



| ひまわり畑



| 景観ワークショップ

町所管公園一覧

番号	公園名称	その他の公園 (条例有)	児童遊園扱	その他	都市公園	面積
1	泉ヶ丘公園				街区公園	0.18ha
2	湯の島公園				近隣公園	1.00ha
3	水郷公園				都市緑地	5.40ha
4	おひさま公園				街区公園	0.53ha
5	摩周温泉公園				街区公園	0.82ha
6	摩周森の公園	○				2.16ha
7	川湯駅前公園	○				0.15ha
8	川湯市街地小公園			○		0.06ha
9	みはらし台公園		○			0.11ha
10	泉団地広場			○		
11	緑団地広場			○		0.05ha
12	摩周運動公園	○				4.17ha
13	弟子屈町ウタリ郷土自然公園	○				
14	屈斜路ウォータースポーツ交流公園	○				
15	弟子屈町羽田里山公園	○				9.19ha
16	美留和農村公園	○				0.33ha
17	川湯農村公園	○				0.33ha
18	仁多農村公園	○				0.31ha
19	南弟子屈農村公園	○				0.3ha
20	奥春別農村公園	○				0.44ha
21	桜ヶ丘森林公園	○				25.08ha
22	釧路川ふれあい広場				街区公園	0.18ha

取組の方針

- 市街地における景観に配慮した建築物の整備や、農業地における緑肥作付けなどによる農業景観など、町全体が統一感を持った景観づくりを目指します。
- 阿寒摩周国立公園内や景勝地では、施設の適切な整備と運用への取組を進めます。
- より多くの住民に親しまれ、利用される公園の整備を推進するとともに、防災関連施設としての改修を進めます。

目指す姿

- 本町の景観条例を踏まえた、町全体が統一感を持った景観づくりが進んでいます。また、自然を満喫する町内の公園が、多くの住民に安全に利用されています。

施策

(1) 統一感を持った景観づくり

景観行政団体への移行を目指す本町の景観計画を踏まえ、景観法等関連する法令に則した景観計画をまとめ、町全体が統一感を持った景観づくりを進めます。

市街地においては、街並み景観の統一に向け、景観に配慮した建築物の整備を促進するとともに、農業地においては、本町を持つ美しい自然景観と緑肥作付けなどにより創出する農業景観の融和による、魅力ある風景づくりを推進します。

主な施策推進事業

- 景観改善事業 (★「まちづくり」推進事業)
- ひまわり植栽事業 (★「まちづくり」推進事業)

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 景勝地における適切な施設管理

本町の景観計画、及び阿寒摩周国立公園計画における施設計画や観光振興計画等に基づき、景勝地の施設の在り方についての考え方の周知を図るとともに、景勝地の保護と利用に則した施設が運営されるよう、その活用に対する適切な管理・運用への指導に努めます。

主な施策推進事業

- 景勝地における景観ルール啓発事業
- 景勝地域内施設の管理・指導事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 公園施設の整備と活用

都市計画マスタープランや緑の基本計画、及び公園施設長寿命化計画に基づき、公園・緑地における防災拠点としての適正な配置、改修を進めるとともに、維持保全に努めます。

また、町内にある魅力ある公園の管理と運用を改善し、住民の利用がより高まる取組を進めます。

主な施策推進事業

- 公園長寿命化事業
- 公園魅力発信事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) ひまわりの植栽面積 (累計)	ha	3 (R3年度)	15
(2) 景観条例違反施設数	戸	0 (R3年度)	0
(3) 公園利用者の満足度 ※公園利用者アンケートの新規実施による。	%	— (R4年度)	—

※(3)の目標値は、アンケート調査結果を踏まえ早期に設定。

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町景観計画	令和4(2022)年度～
弟子屈町景観形成整備計画	平成11(2031)年度～
弟子屈町緑の基本計画	平成22(2010)年度～
弟子屈町緑のマスタープラン	昭和61(1986)年度～
公園施設長寿命化計画	令和2(2020)年度～令和11(2031)年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	平成22(2010)年度～令和4(2022)年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	令和5(2023)年度～令和24(2042)年度
弟子屈町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和2(2020)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



第2節 生活環境の充実と向上



1 防災対策と強靱化の推進

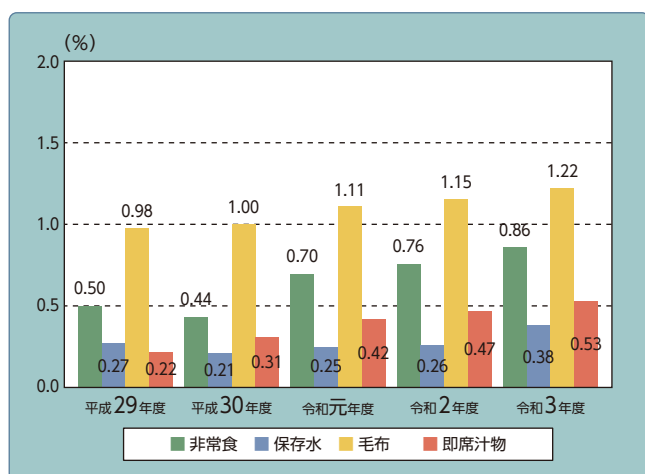
現状と課題

本町では、大規模な自然災害の発生に対応できる総合的防災体制の確立に向け取組を進めるとともに、住民や観光客等の安全・安心の確保をより強固なものとするよう努めてきました。また、建物の耐震促進や治山・治水対策等により、災害の未然防止策の強化を図るとともに、総合防災訓練をはじめとした各種訓練を定期的実施し、住民の防災意識の向上や備蓄品等の整備も進めてきました。

併せて、河川敷地内の伐根物の除去及び土砂の撤去等を行い、河川本来の通水性を確保し災害の未然防止を図るなど、減災対策も推進しています。

こうした取組を踏まえ、今後も備蓄品や防災資機材等の計画的な配備を進める必要があります。

また、近年の人口減少に伴い、居住者がいなくなった空き家、空き建物、廃屋等が見られるようになっていますが、そのままの放置によって倒壊等保安上著しく危険となるおそれのある特定空き家が増えないよう、その調査を続けるとともに、危険家屋も増加傾向にあることから、管理不全な空き家の所有者等に対し周知・指導を引き続き行う必要があります。



備蓄品目標達成率



防災訓練

取組の方針

- 住民の誰もが災害に対する備えを更に充実させるとともに、町全体の防災対策の一層の強化を推進します。
- 民間建築物の耐震化を進めるとともに、空き家等の管理対策を強化し、破損や倒壊等が危惧される建物への対応を進めます。

目指す姿

- 災害に強いまちづくりの構築が進み、住民や観光客等に対し有事の安全と安心を提供するまちとなっています。

施策

(1) 防災対策の推進

地域防災計画と防災マニュアルの定期的な検証と見直しを行い、防災体制の強化充実を図ります。

また、巨大地震及び噴火災害、雪害等大規模自然災害を想定した緊急災害情報伝達の仕組み及び防災通信設備の維持と更新を行い、災害時の円滑な避難対応を図るとともに、災害時の資機材・食糧・水等備蓄整備の充実を図ります。

更に、災害時において、隣接自治体と相互協力を行う広域連携体制の維持・運用を図ります。

主な施策推進事業

- 防災訓練実施事業
- 災害時備蓄品整備事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
◎	◎	◎

(2) 耐震化の促進と危険家屋の管理

民間建築物の耐震化促進に向け、「相談体制の整備・啓発・情報発信」「耐震診断・改修のための補助支援制度」「耐震化を担う人材育成と技術力向上」の3つの観点から総合的に取り組みます。

また、空き家等の管理対策を行い、地震や台風などの災害による破損や倒壊の危険がある施設等への対応を進めます。

主な施策推進事業

- 耐震化促進事業
- 空き家調査事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
◎	◎	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 防災備蓄品備蓄率 ※人口の15%相当を備蓄目標とする。	%	非常食 86.7 保存水 40.0 毛布 120.0 即席汁物 53.3 (R3年度)	100.0
(2) 危険空き家による被害数	件	0 (R3年度)	0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町国民保護計画	令和元(2019)年度～
弟子屈町地域防災計画	令和2(2020)年度～
アトサヌプリ火山防災計画	令和元(2019)年度～
弟子屈町空き家等対策計画	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
第2期弟子屈町空き家等対策計画	令和7(2025)年度～
弟子屈町強靱化計画	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度

関連するSDGs (Goals)



2 消防力の強化と救急体制の充実

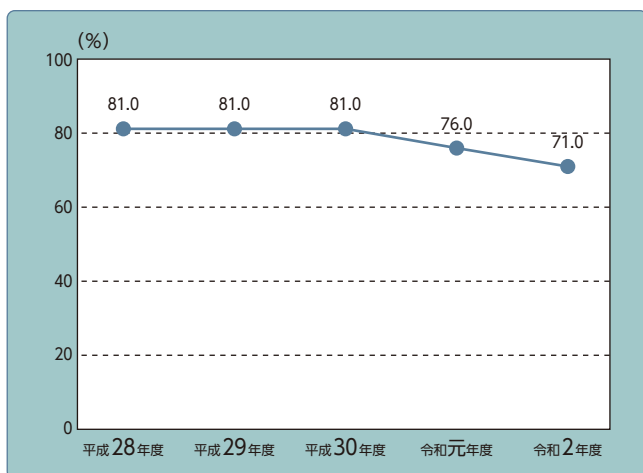
現状と課題

弟子屈消防署及び弟子屈町消防団は、弟子屈町全域の災害に対し組織的活動が迅速に図れる体制の構築に努めています。

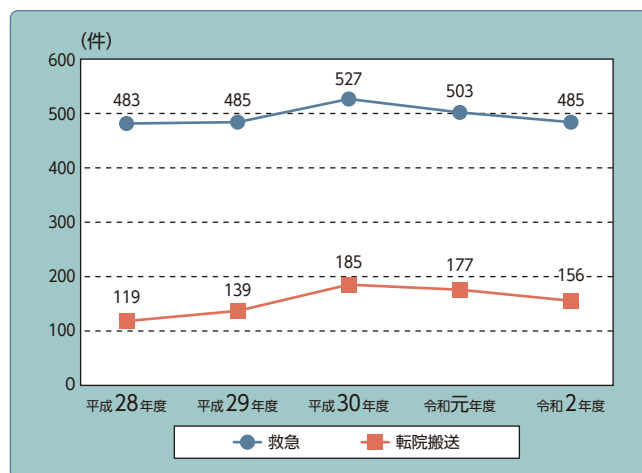
しかしながら、消防団員の減少と高齢化が進む中、若年層の入団促進を図るとともに、適切な配備計画に基づき消防車両等老朽化による更新を行うことが必要となっています。

本町の救急体制は救急車3台運用により対応していますが、出動要請が重なる場合、救急車の不在や隊員確保に苦慮しています。また、高度医療化に伴う救急救命士養成や隊員教育の充実や、救急車及び高度救急資機材の計画的更新や維持を行う必要があります。

本町の年間火災件数は、建物の防火性能や住宅火災警報器などの設置により減少傾向にあります。住民に幅広く防災防火知識の普及を図るとともに、防火対象物への違反是正に伴う立入検査強化を図り、防災に強いまちづくりを進める必要があります。



消防団員充足率



救急出動件数

取組の方針

- 防災、防火対策の日常化と情報伝達の迅速化に努め、本町の消防力の強化・向上に努めます。
- 町内事業者等への協力依頼や、SNSを活用した広報活動を行い、若年層消防団員の入団促進を図ります。
- 住宅用火災警報器の設置促進や防火査察・指導を強化し、火災発生の防止と被害の抑制に努めます。
- 救命講習の充実と、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上による、救命率向上と病院前救護^{*}の向上を図ります。

目指す姿

- 消防、行政、住民が一斉に行動し、身体・生命・財産を守り、安心を提供できる消防体制と活動が展開されています。

^{*}病院前救護 消防に入電があってから病院に搬入するまでの病院外での救急活動

施策

(1) 常備消防力の充実と強化

弟子屈町・標茶町・鶴居村の各消防署で受けていた119番通報を弟子屈町に集約し、通信業務共同運用を開始したことを受け、出動体制の充実と消防車両人員の効果的な整備配置計画により、更なる消防救急体制の強化を図ります。

また、複雑多様化する各種災害に対し被害を最小限に止めるため、地域防災の組織化を図ります。

主な施策推進事業

- 川湯支署整備事業
- 消防水利整備事業
- 水槽付消防ポンプ自動車更新事業
- 消防装備品整備事業
- 地域防災組織拡充事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 非常備消防力の充足

地域防災力の中核となる消防団員の定数充足化と若年層消防団員の確保を進めるとともに、消防署と連携し本町の防災体制強化を図ります。

主な施策推進事業

- 消防団員入団促進事業
- 消防団員育成強化事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 防火体制の強化

住民の防火・防災意識の啓発と知識普及を図るとともに、住宅用火災警報器の全戸設置を促進します。また、住民が安心して暮らせるよう、防火対象物や高齢者入居施設の防火査察・指導を強化し、火災被害の抑制と防火体制の強化を図ります。

主な施策推進事業

- 地域防災啓発推進事業
- 防火査察執行体制充実強化事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	○

(4) 救急体制の充実

心肺停止患者の救命率向上と病院前救護の向上のため、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上に努め、医療機関との連携を図るとともに高規格救急自動車や高度救命用資機材の充実を図ります。

住民への予防救急教育を取り込んだ救命講習（心肺蘇生法やAEDの取扱いの他、急病に対する講習等）を継続的に実施し、病気等に対する正しい知識と処置を習得させ、救命率の向上を目指します。

主な施策推進事業

- 救急自動車更新事業
- 救急救命士養成事業
- 救命講習普及事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	◎

指標

指標名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 消防救急整備に対する住民満足度	%	87.0 (R3年度)	90.0
(2) 消防団員充足率	%	71.0 (R3年度)	76.0
(3) 住宅火災警報器設置率	%	86.0 (R3年度)	90.0
(4) 心肺機能停止傷病者に対する住民の応急手当 (胸骨圧迫・人工呼吸・AED) 実施率	%	40.0 (R3年度)	51.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈消防署普通建設事業計画	令和3(2022)年度～
弟子屈町地域防災計画(改訂版)	令和2(2020)年度～
釧路北部消防事務組合消防計画	平成20(2008)年度～

関連するSDGs (Goals)



3 防犯対策と交通安全の推進

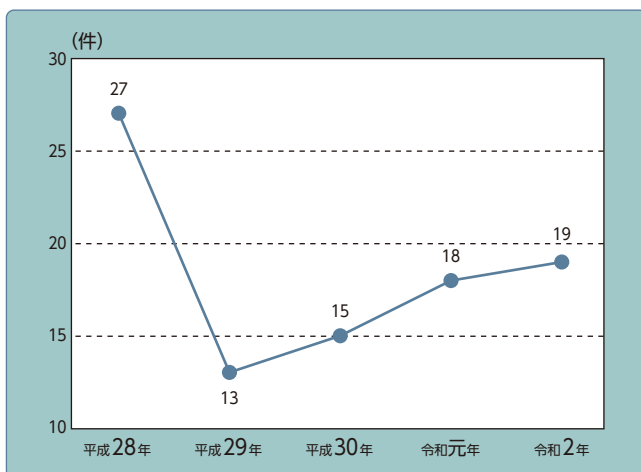
現状と課題

本町では、犯罪のない社会づくりに向け、防犯協会などの関係機関と情報共有を図りながら、犯罪のない「安全・安心なまち」を目指し、啓発・巡視・見守り活動を展開するとともに、住民の自主防犯意識の高揚を図るため、関係機関と協力し、啓発活動を実施しています。

防犯灯については、耐久性や省エネルギー性を高めるためのLED化が終了しており、今後は住民ニーズにあわせて必要な場所に設置します。

また本町では、町内における交通死亡事故ゼロを目指し、弟子屈警察署や関係機関・自治会などと連携して、早朝啓発や特別街頭啓発運動や夕暮れ時のパトライト作戦の実施を行うとともに、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動を関係各機関と協力し実施しているほか、各自治会、小・中・高校・認定こども園・保育園等で交通安全教室を開催しています。

今後、住民の高齢化が進む中で、犯罪や交通事故に巻き込まれることが懸念されており、関係機関と住民が一体となった取組を強化する必要があります。



刑法犯認知件数



交通安全運動

取組の方針

- 防犯関係機関や団体と情報共有を図り、住民との連携による防犯活動の充実を図ります。
- 防犯灯の整備促進等を進め、犯罪抑止につながる取組を推進します。
- 交通事故の防止とそれを支える人材育成を進めるとともに、効果的な交通安全運動を行います。

目指す姿

- 交通事故のない社会に向けた対応や、多種多様な凶悪犯罪を誘発する社会環境の変化に対応した防犯対策の強化が進んでいます。

施策

(1) 防犯対策の推進

警察や防犯協会、自主パトロール隊など関係機関・団体と情報共有を図りながら、犯罪のない「安全・安心なまち」を目指し、住民や自治組織との連携による啓発・巡視・見守り活動を展開します。

主な施策推進事業

- 防犯活動事業
- 防犯啓発・巡視・見守り事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
◎	◎	○

(2) 防犯施設の整備促進

自治会との連携により、住民ニーズに合わせ必要な防犯灯の整備を進めます。

主な施策推進事業

- 防犯灯整備事業
- 防犯灯調査事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 交通安全の推進

幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を実施し、交通安全意識とモラルの向上を図ります。

また、交通指導員等の活動の推進と人材育成に努め、各自治会と連携した期別運動時における街頭啓発の推進を図ります。

主な施策推進事業

- 交通安全事業
- 交通安全街頭啓発事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
◎	○	○

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 犯罪発生件数	件	20（R3年）	15
(2) 防犯灯新規設置要望に対する対応	%	100.0（R3年度）	100.0
(3) 交通死亡事故件数	件	0（R3年）	0

関連するSDGs (Goals)



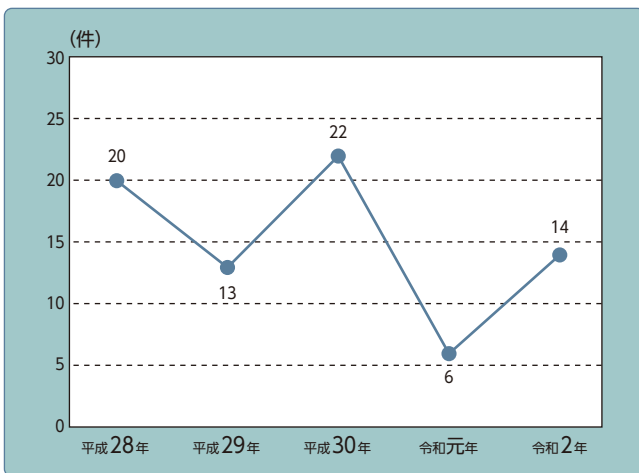
4 安心できる消費生活の確保

現状と課題

悪質商法等が依然として発生し続けている中、更に巧妙化する中で、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、トラブル発生後の相談支援体制を強化する必要があります。

そのため本町では、弟子屈消費者協会との連携により、消費者トラブルの未然防止等を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供を行っています。

しかしながら、悪質商法は地域を跨いで発生していることから、釧路地域消費者協議会との更なる連携を強化し、その対応に当たるとともに、職員の各種研修会への参加を通じ、消費者トラブルに対応するスキルの向上を図る必要があります。



消費者相談件数



社会を明るくする運動（啓発物品の配布）

取組の方針

- 弟子屈消費者協会との連携により、消費者トラブルの未然防止等を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供に努めます。
- 消費者保護の関係機関・団体と連携し情報の共有を図ります。

目指す姿

- 悪徳商法や振り込め詐欺の被害がないまちが実現しています。

施策

(1) 消費生活情報の提供

弟子屈消費者協会との連携により、消費者トラブルの未然防止に向け、特に高齢者への啓発を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供に努めます。

主な施策推進事業

- 消費者トラブル未然防止事業
- 消費生活情報提供事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	○

(2) 消費者活動の推進と啓発

消費者保護の関係機関・団体と連携し情報の共有を図るとともに、各種研修会に参加し専門的知識の向上を図ります。

主な施策推進事業

- 消費者研修会派遣事業
- 消費者保護啓発事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 悪徳商法や振り込め詐欺などの被害件数	件	0 (R3年)	0
(2) 消費生活相談件数	件	10 (R3年度)	15

関連するSDGs (Goals)



5 公衆衛生の強化と充実

現状と課題

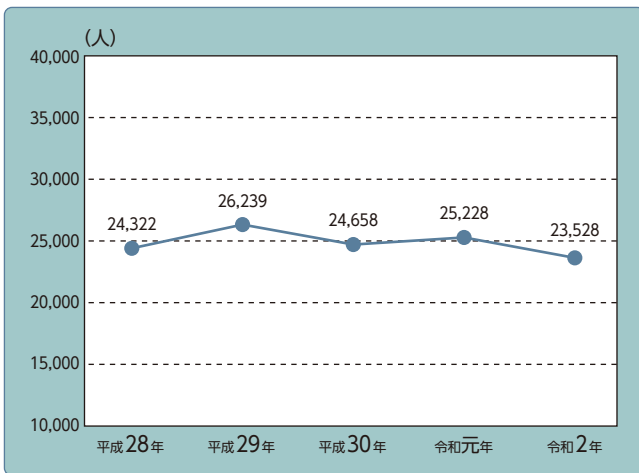
昭和50年に設置された町営公衆浴場「泉の湯」は、住民の生活環境の確保と健康の維持促進を図ることを目的としており、親しみある公衆浴場を目指して運営されています。

しかしながら、現在では老朽化が進み利用者が減少していますが、衛生管理に留意して今後も運営することが必要です。

また、令和7（2025）年度には中心市街地に新たな公衆浴場の設置が決まっており、その供用開始に合わせ、施設の移行が予定されていることから、その利用方策について検討することが必要となっています。

本町の墓地は、弟子屈墓地、川湯墓地、屈斜路墓地、古丹墓地、美留和墓地、札友内墓地等がありますが、地域住民との協働による維持管理や環境整備を行っています。

今後も地域住民とともにその適切な管理に努めるとともに、利便性の向上に努める必要があります。



町営公衆浴場「泉の湯」利用者数



町営公衆浴場「泉の湯」

取組の方針

- 町営公衆浴場「泉の湯」の衛生管理に留意した運営に努めるとともに、新たな公設浴場の供用開始に向けた準備を進めます。
- 地域住民との協働による墓地の維持管理と環境整備を推進するとともに、利用者による斎場の適切な使用を促します。

目指す姿

- 住民が安全に利用できる公衆浴場の運営と新規整備に努めるとともに、斎場や墓地の適正管理が行われています。

施策

(1) 公衆浴場の適切な運営

老朽化が進み利用者が減少している町営浴場「泉の湯」の適切な運営管理を図ります。

また、中心市街地再構築構想で計画中の公衆浴場については、関係機関と連携して完成後のスムーズな移行を目指します。

主な施策推進事業

- 公衆浴場維持管理事業
- 公衆浴場機能移行事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 墓地・斎場の維持

利便性の向上に努め、地域住民との協働による維持管理や環境整備を継続します。

また、斎場施設の保守点検や改修を計画的に実施し、安定した運営管理の継続に努めます。

主な施策推進事業

- 火葬場維持管理業務
- 墓地管理事業
- 火葬場・墓地利用啓発事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 公衆浴場の年間利用者数	人	23,000 (R3年度)	24,000
(2) 広報等による火葬場・墓地利用啓発	回/年	4 (R3年度)	4

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成 29 (2017) 年度～令和 38 (2056) 年度

関連するSDGs (Goals)



第3節 環境と共生する基盤の整備



1 市街地整備の推進

現状と課題

本町では、人口減少や年代構成の変化、地域経済の低迷と中心市街地の空洞化、公共施設や民間施設の老朽化等が進んでおり、その課題解決に向け市街地の中心に位置する宮林署跡地に、交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備が進められています。

新たな施設は温浴機能を中心に、全ての住民、特に若者たちをはじめとした利用者が普段使いでき、楽しみ・憩い・くつろげる様々なスペースとサービスを提供するものとし、複合施設とすることで、本町の温泉が人々を惹きつけ、一日を過ごせる居場所を作り、コミュニティの醸成や友人との大切な時間、学び・気づきの獲得を実現します。また、中核施設を中心とした市街地エリアのリノベーションを進めることで価値を高め、地域の経済活動の活性化や再投資を目指し経済の循環を進めます。

併せて、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、住民や民間事業者と行政が一体となったコンパクトなまちづくりを進める必要があります。



【中心市街地新施設（令和3年基本計画モデルプランにおける施設内イメージ図）】

取組の方針

- 計画的な土地利用の推進により、都市機能がコンパクトに集積した魅力的で暮らしやすい街並みづくりを推進します。
- 本町の中心市街地に新複合施設を整備し、住民や観光客が集まり賑わいのあるまちの再生に努めます。

目指す姿

- 若い世代を中心とした多世代の住民や観光客が、心地よく長く滞在したくなる市街地エリアが創られています。

施策

(1) 魅力的で暮らしやすい街並み形成

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画等に基づく計画的な土地利用の推進により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市機能がコンパクトに集積した市街地の形成を推進します。

主な施策推進事業

- 立地適正化事業
- 都市計画マスタープラン策定事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 中心市街地の再構築による地域商工業の振興

老朽化が進んでいる公共インフラの集約化により誘導施設となる新複合施設を整備する事で中心市街地へのコンパクトシティ化を進め、住民及び観光客を市街地に誘導する仕組みづくりを推進します。

主な施策推進事業

- 新複合施設整備事業 (★「まちづくり」推進事業)
- 中心市街地エリアマネジメント事業 (★「まちづくり」推進事業)

協働の役割分担

住民	団体等	行政
◎	◎	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 立地適正化計画の策定	%	0.0 (R2年度)	100.0 (R7年度)
(2) 新複合施設の整備	%	0.0 (R2年度)	100.0 (R7年度)

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町立地適正化計画 (仮称)	令和5(2023)年度～令和24(2042)年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	平成22(2010)年度～令和4(2022)年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	令和5(2023)年度～令和24(2042)年度
弟子屈町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和2(2020)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町中心市街地再構築全体構想	令和元(2019)年度～
弟子屈町中心市街地再構築基本計画	令和2(2020)年度～
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



2 道路の利便性の向上

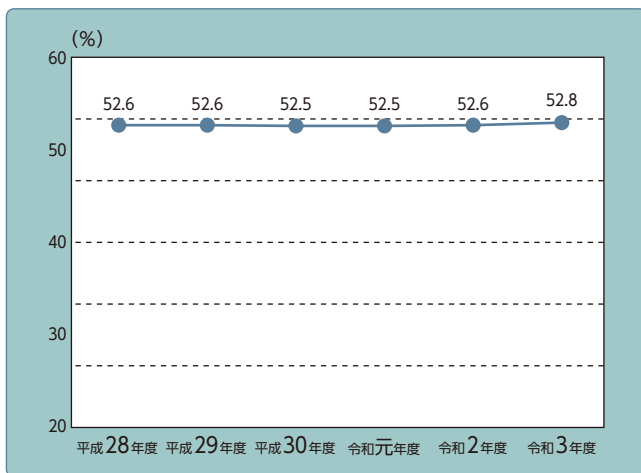
現状と課題

本町には、釧路市から網走市に至る一般国道391号、本町から帯広市に至る一般国道241号、網走市から網走郡美幌町を経由して、根室市に至る一般国道243号等の国道が走り、また、町内を結ぶ主要地方道である道道52号屈斜路摩周湖畔線、釧路市と弟子屈町を結ぶ主要地方道である道道53号釧路鶴居弟子屈線、町内を結ぶ一般道道である道道717号札友内弟子屈停車場線が国道と連結していますが、これらは主要幹線として国や道が整備を進めています。

本町の町道は、1級町道が80.65km、2級町道が86.57km、その他町道が248.49kmあり、計415.71kmとなっており、その舗装化率はそれぞれ87.1%、84.4%、30.6%となっています。

また、本町の橋梁は、橋長が15メートル未満の割合が約6割を占めており、15～50メートルが約4割弱、50メートル以上の橋梁が約1割を占め、PC橋（プレストレスト・コンクリート橋）が全体の約半数、鋼橋が4割弱、RC橋（鉄筋コンクリート橋）・その他の橋梁が2割弱となっています。

本町の道路や橋梁は年々老朽化が進んでおり、必要な定期点検によって整備が進められていますが、住民の生活道路として重要であり、道路舗装の長寿命化や維持修繕によりライフサイクルコストの縮減に今後も努めながら、安全な道路環境の維持を図る必要があります。併せて、町道における車輛及び歩行者の安全・安心な通行の確保にも努める必要があります。



町道の舗装化率



町道の整備

取組の方針

- 国道・道道の利便性の向上や安全性の維持に向け、国や道への整備促進に努めます。
- 町道や生活道路、及び橋梁の整備を計画的に推進するとともに、冬期間における道路の安全性の向上に努めます。

目指す姿

- 市街地の形成に沿って、安全な道路の整備が維持されています。

施策

(1) 国道・道道の整備促進と充実

観光客の利便性や物資輸送車輛の安全な交通を確保するために、国に対し地域高規格道路の整備促進を要請するとともに、地域住民の声を重視した国道・道道への改善・補修要望を随時実施していきます。

主な施策推進事業

- 要望活動推進事業
- 実施状況広報推進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 生活道路の充実

車輛の安全交通や地域住民・観光客の通行ニーズに対応し、計画的な橋梁及び道路の補修を進めます。また、冬期間道路の安全性を高めるため、防雪柵の設置など、除排雪体制の強化を図ります。

主な施策推進事業

- 道路整備事業
- 道路橋梁施設維持管理事業
- 橋梁長寿命化事業
- 道路等長寿命化事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 国・道への要望活動	回/年	3 (R3年度)	3
(2) 橋梁長寿命化工事完了箇所数（延べ） ※令和4年度開始時、0箇所を基準として設定。	基	0 (R4年度)	4

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町橋梁長寿命化修繕計画	令和4(2022)年度～令和13(2030)年度
弟子屈町公共施設等個別施設管基本理計画	平成30(2018)年度～

関連するSDGs (Goals)



3 住宅環境の充実

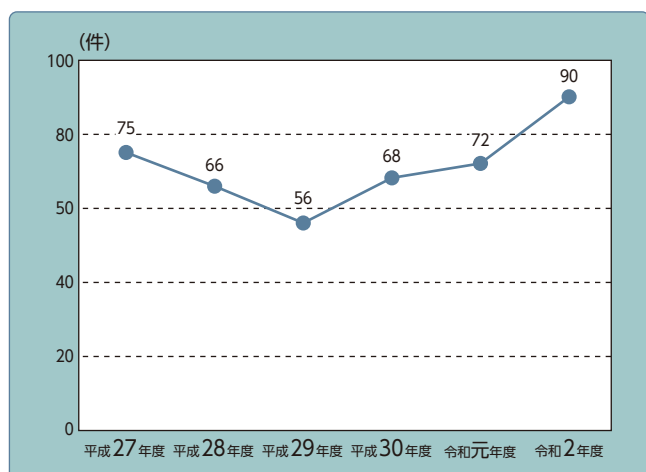
現状と課題

本町が管理する公営住宅等は、令和3年度において14団地、111棟、599戸で、弟子屈市街地に6団地（47棟、291戸）、川湯市街地に4団地（53棟、274戸）、その他の地区に4団地（11棟、34戸）立地しています。

現在、耐用年限に達している住宅は222戸（37.1%）、耐用年限の2分の1に達している住宅は134戸（22.4%）となっており、両方を合わせると全体の6割近くを占めることとなり、老朽化が進んでいます。

そのため、本町では公営住宅ストック（既存住宅）の建て替えを推進し、管理戸数の適正化、居住水準の向上、セーフティネット機能の強化を進め、利用者の生活水準を保つ取組を進めていますが、住宅の不足が課題となっており、またそのことにより町内への居住者の誘引が十分できていないことから、今後、民間事業者等による住宅整備を勘案しつつ、適切な公営住宅の供給が必要となっています。

また、民間住宅については、町内企業への就職や町内に居住を希望する方に対する賃貸住宅が不足していることから、良質な賃貸住宅等の建設を促進するとともに、建築基準法等関連法規や建設リサイクル法の遵守が求められており、適切な指導を行う必要があります。



住宅リフォーム助成等申請



公営住宅（川湯）

取組の方針

- 公営住宅の長寿命化計画に基づき、公営住宅を計画的に建て替え、快適な居住空間の提供に努めます。
- 住民がより快適な住宅で生活できるよう、支援制度の充実に努めます。
- 空き家バンクが活用されるよう、登録物件の増加を推進し、より多くの希望者に提供されるよう努めます。

目指す姿

- 子どもから高齢者まで誰もが本町に住み続けられ、新たな住民の居住が進んでいます。併せて、町内の住宅関連産業が活力ある活動を行っています。

施策

(1) 公営住宅建て替え及び住環境改善の推進

公営住宅の計画的な建替を継続的に行い、居住水準の向上と、セーフティネット機能の強化に努めるとともに、公営住宅の長寿命化に向け適正な管理と運用を図ります。

主な施策推進事業

- 公営住宅建替事業
- 公営住宅改修事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 住み良い住宅づくりの推進

バリアフリー化や省エネ化などの住宅リフォームに対する相談体制の拡充や住宅建設促進事業等、住み良い住宅づくりに向けた支援制度の充実を図ります。

主な施策推進事業

- 住宅建築資金助成事業
- 民間賃貸住宅建設促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

(3) 空き住宅等の管理と有効活用

今後増加が見込まれる空き家対策と、不足する住宅供給を結びつけ、定住など地域の活性化につなげる空き家バンクの登録物件の増加と、活用について推進します。

主な施策推進事業

- 空き家状況調査事業
- 空き家バンク制度普及・活用推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

指標

指標名	単 位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 期間内における公営住宅建替戸数	戸	—	14
(2) リフォーム及び新築の助成制度申請件数 ※4年間の延べ申請件数。	件	286 (H29年度～R2年度)	300 (R4年度～R7年度)
(3) 空き家バンク契約可能物件の公開数	件	3 (R3年度)	10以上

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町住生活基本計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町公営住宅等長寿命化計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町空き家等対策計画	令和2(2020)年度～令和7(2021)年度
第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略	令和4(2022)年度～令和7(2021)年度

関連するSDGs (Goals)



4 上水道と温泉の保全

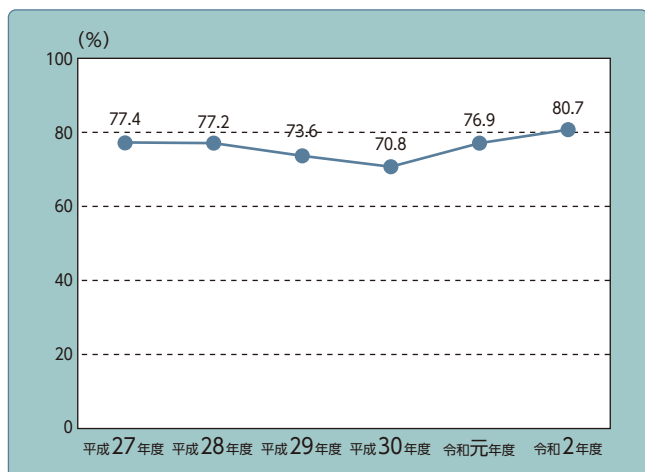
現状と課題

水道は、住民の生活に欠くことのできないもので、その水道を供給する事業者は、水源及び水道施設やこれらの周辺の清潔保持、また、水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じることが求められています。

現在、本町の水道事業は、弟子屈上水道事業、川湯簡易水道事業、美留和簡易水道事業、屈斜路簡易水道事業の4事業によって行われています。また、農業用水道は、産業振興的観点から営農用に布設された水道として、水利権も雑用水として取得されていますが、飲用水としても利用されています。

これらの水道は、水源を奥春別川としている弟子屈浄水場系統と美留和深井戸を水源としている美留和水系の2系統で行われていますが、浄水場や配水管等の施設の管理と安全な供給が求められており、施設の老朽化や災害に対応するため、水道管路及び配水施設等の長寿命（耐震）化も含めた整備を進める必要があります。

また、本町は温泉に恵まれ、町内のいたるところで様々な泉質の温泉が利用されていますが、温泉施設の老朽化や災害に対応するため、温泉管路及び給湯施設等の整備を進めるとともに、経営の合理化・効率化に努めつつ、利用拡大を促進する必要があります。



水道有収率※



弟子屈浄水場

取組の方針

- 水道施設の老朽化対策や災害対策を進めるとともに、水道事業の効率化を推進します。
- 温泉施設の老朽化対策や災害対策を進めるとともに、温泉の利用拡大に向けた取組を推進します。

目指す姿

- 水道及び温泉の安定供給と、それを支える安定した事業経営が行われています。

※有収率 配水量に対する水道料金の対象となった水量の割合のこと。

施策

(1) 水道水の安定供給

水道施設の老朽化や災害に対応するため、水道管路及び配水施設等の長寿命（耐震）化も含めた整備を進めます。

また、コスト低減による水道事業の効率化に努めるとともに、維持管理技術の継承を推進し、会計業務や物資共同購入などの広域化及び施設維持管理の民営化を検討・推進していきます。

主な施策推進事業

- 水道施設長寿命化事業
- 水道事業効率化事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 温泉の安定供給

温泉施設の老朽化や災害に対応するため、温泉管路及び給湯施設等の整備を進めます。

今後も安定的な経営を維持するために利用拡大を促進するとともに、経営の合理化・効率化に努めます。

また、中心市街地の活性化と併せて、平成30年度に掘削した新たな中央源泉の活用を推進します。

主な施策推進事業

- 温泉整備活用事業
- 温泉施設長寿命化事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値（R7年度）
(1) 有収率	%	80.7（R2年度）	90.0
(2) 上水道管路耐震化率	%	9.7（R2年度）	12.0

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成29(2017)年度～令和38(2056)年度
弟子屈町強靱化計画	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

関連するSDGs (Goals)



5 下水道整備の推進

現状と課題

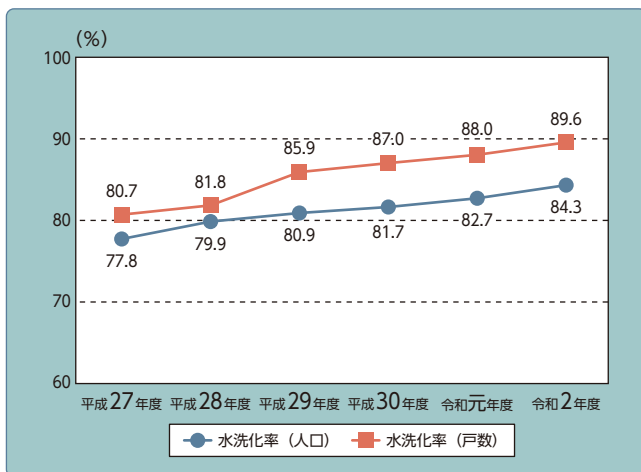
本町では、豊かな自然環境を守るため、下水道及び浄化槽施設の普及を推進することにより、生活環境の向上に努めています。

そのため、下水道供用開始区域における下水道への早期な接続に向け、水洗化工事に対する支援により水洗化率の向上を図るとともに、浄化センター施設の適正な維持管理と効率的な汚水処理を行い、放流基準に満たす水質の確保に努めています。

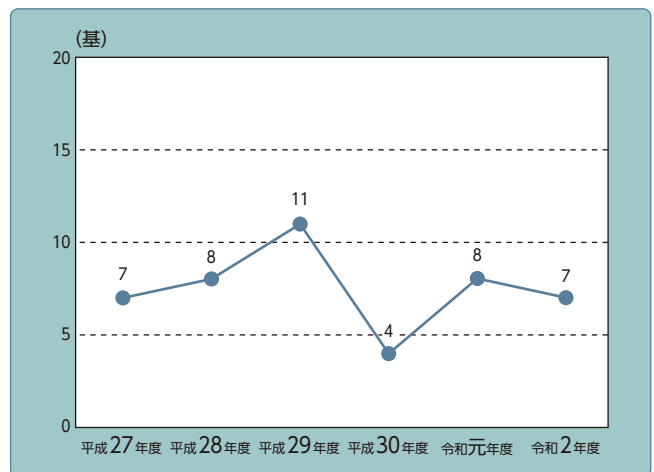
また、浄化センター内の機器設備は、日々稼働を続けており、消耗が著しい設備が混在している状況となっていることから、令和2年度に「ストックマネジメント計画」を策定し、日常の点検・調査計画により、施設の定期的な点検・修繕と機械設備や電気設備の劣化状況から順次整備を進めています。

今後も、施設の計画的な整備を進めるとともに、住民の理解を促進し、本町の水環境の更なる向上を図る必要があります。

併せて、下水道事業については、令和6年度からの公営企業会計の法適用化に向けた取組を進める必要があります。



水洗化率



浄化槽新規設置基数

取組の方針

- 公共下水道施設の老朽化対策や耐震化を進めます。
- 河川や湖への排水流入の低減に向け、合併処理浄化槽の設置を促進します。

目指す姿

- 安定した下水道事業経営が行われているとともに、本町の自然環境の維持に向け、浄化槽設置への理解と対応が進んでいます。

施策

(1) 公共下水道施設の更新及び整備

下水道計画区域内の地域においては、汚水処理施設の老朽化対策や耐震化を進め、安定した下水道施設の更新を図ります。

主な施策推進事業

- 長寿命化更新事業
- 汚水処理施設整備事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 合併処理浄化槽の整備促進

下水道計画区域外の地域においては、排水処理に関する計画に基づき合併処理浄化槽の設置を促進します。

また、合併処理浄化槽の設置推進をとおして、河川や湖への排水流入の低減に努め、水環境の保全を図ります。

主な施策推進事業

- 浄化槽設置費補助事業
- 合併処理浄化槽啓発事業
- 浄化槽台帳整備事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 公共下水道水洗化率	%	89.6（R2年度）	90.0
(2) 年間合併処理浄化槽設置基数	基	6（R2年度）	7

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町公共下水道事業計画	令和4(2022)年度～令和11(2029)年度
弟子屈町下水道ストックマネジメント基本計画（第1期）	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
弟子屈町下水道ストックマネジメント基本計画（第2期）	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
弟子屈町強靱化計画	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度

関連するSDGs (Goals)



6 公共交通の維持

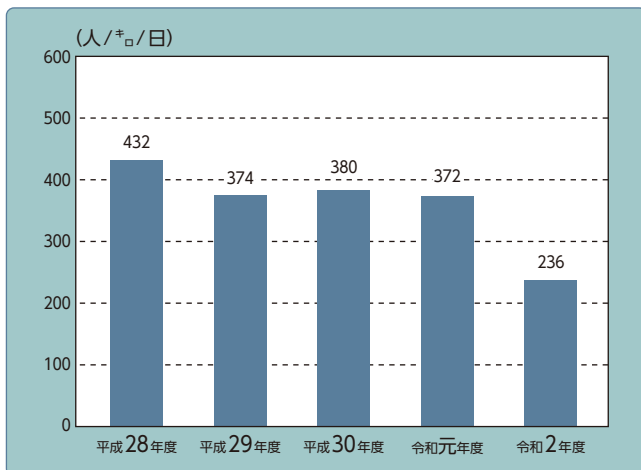
現状と課題

本町では、生活交通としての公共交通の維持を図るとともに、その利用の促進や鉄道、ハイヤー、デマンド交通等の交通との連携による利用促進を図り、観光周遊交通としての交通体系の確立と公共交通との連携による利活用に努めています。

また、観光交通と生活交通が一体となり、町内、観光地を周遊するバス路線を、観光客や地域住民に提供する弟子屈えこパスポート事業を進め一定の効果が得られましたが、公共交通空白地における実態やニーズ、更にデマンド交通の可能性を検討し、より利用しやすい公共交通の確立を目指す必要があります。

J R釧網線は、維持困難線区と位置付けられていることから、これまで以上に駅や踏切の廃止を含むJ R北海道の経営改善が進められる事が想定されています。そのため、J R釧網線を維持するために沿線自治体及び北海道と一体的に利用促進の取組を進めていく必要があるとともに、町内における駅や踏切の存続策も積極的に検討していく必要があります。

更に、生活路線の維持にもつながる、インバウンド利用も含めた観光客利用の増加を目指し、今後一層の取組の強化も必要となっています。



釧網線輸送密度



循環バス

取組の方針

- バス路線の維持に努めるとともに、新たな公共交通の確立に取り組みます。
- J R釧網本線維持活性化沿線協議会との連携により、路線維持に向けた取組を継続・強化します。

目指す姿

- 鉄道やバスなどの生活交通が維持されています。

施策

(1) 生活交通機能の維持

生活交通としてバス路線の確保・維持に努めるとともに、異なる交通モード（鉄道、ハイヤー等）との連携やデマンド交通など、新たな公共交通の可能性について検討を進め、観光周遊交通と地域生活交通との連携を推進します。

主な施策推進事業

- バス路線確保対策事業
- バス利用促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) J R 釧網線の維持促進

J R 釧網線の路線維持のため、J R 釧網本線維持活性化沿線協議会での観光利用を中心とした利用強化推進事業の実施等、広域的、一体的な振興策の推進による利用客の維持に取り組みます。

主な施策推進事業

- 釧網線観光誘客事業
- 釧網線アクションプラン推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 生活交通バスの利用者数 (市内線・川湯線・美留和線)	人	21,000 (R2年度)	23,000
(2) J R 釧網線輸送密度 (東釧路～網走間) ※ J R 北海道発表の釧網線輸送密度。	人/日	374 (H29年)	374 ※(R5年)

※(2)の目標年は、北海道旅客鉄道(株)、釧網線(釧路～網走間)第2期事業計画最終年に合わせて設定。

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
【参考】釧網線(釧路～網走間)第2期事業計画 (アクションプラン)(JR北海道)	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

関連するSDGs (Goals)



活

第2章

【基本目標2】

活力・活気・雇用を生み出す
夢(まち)づくり



第1節 基幹産業の更なる強化



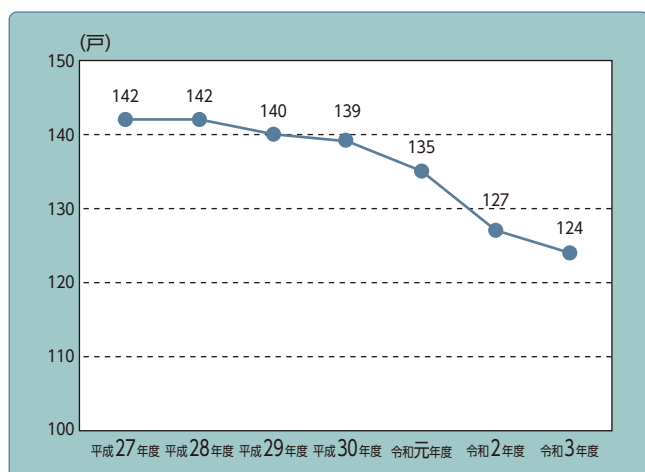
1 農業生産基盤の強化

現状と課題

本町では、基幹産業である農業に対し、足腰の強い農業生産の推進と、担い手・後継者の確保、営農サポート体制の強化、継続的な基盤整備などの支援対策の他、病害虫対策及び抵抗性品種の導入による農作物の品質向上と収量の増加支援に取り組んできました。

それにより一経営体あたりの大規模化が進む一方で、離農戸数の増加や労働力不足、気候変動による農作物への影響など、本町の農業を取り巻く状況は厳しく、継続的な支援が必要となっています。

また、今後、TPP11協定、日EU経済連携協定、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定などの国際化の進展により、わが国の農業や畜産業への影響が懸念される中、今後、本町農業にも大きな環境変化が波及されることが見込まれることから、これまで以上の農業生産性の向上が必要となっています。



農家戸数



北海道総合畜産共進会最高位賞を受賞

取組の方針

- 生産基盤である農地、農業用施設及び農道の整備を、国や北海道に対して要望します。
- 耕作放棄地の発生防止と農地の(再)利用を進め、農地の維持を図ります。
- 農業後継者の育成及び新規就農希望者への支援を行うことにより、農業の担い手の確保に努めます。
- 本町の持続可能な農業の推進に向け、生産性や品質の向上に努めます。また、家畜伝染病の発生を防ぐために、酪農家による日頃の衛生管理の徹底と、早期発見に向けての監視などの強化に努めます。

目指す姿

- 高品質・高生産性で安全・安心な農畜産物が安定的に供給され、家畜伝染病の防止対策が十分図られ、持続可能な農業が実現されています。

施策

(1) 生産基盤の強化

機能低下した農地及び農業用施設の機能回復と、老朽化及び大型機械の通行に支障を来している農道整備・補修のため、国や北海道と連携した計画的な整備と早期着工に向けた事業要望を行います。

主な施策推進事業

- 道営草地畜産基盤整備事業（弟子屈地区）
- 生産基盤整備事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 耕作放棄地の防止と農業用地の維持

耕作放棄地の発生を防止するため、近隣農業者や新規就農者への農地の利用を促進し、肥培管理による農地の維持を推進します。

主な施策推進事業

- 利用権設定等促進事業
- 農村振興事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 農業の担い手の確保と育成

深刻化する農業の担い手不足を解消するために、農業後継者の育成を支援するとともに、農業実習生の安定的な受け入れによる次世代の人材確保に努めます。

また、新規就農希望者に対しては、町・農業委員会・農業協同組合・農業改良普及センター等の関係機関で構成される「弟子屈町農業担い手育成センター」において、就農に向けた研修の実施や営農用地の確保から就農後の経営指導に至るまで、一貫したサポートを行います。

主な施策推進事業

- 農業後継者対策事業
- 新規就農者支援対策事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○



新規就農への支援

(4) 持続可能な農業の推進

地球温暖化による気候変動にも対応する新作物の栽培技術と土壌病害虫の防除対策による輪作体系の確立や、温泉・地熱を活用した作物の通年栽培などへの取組を支援するとともに、家畜（乳牛・肉牛）改良・繁殖への取組支援や家畜伝染病の予防と発生時における早期清浄化のための防疫体制の強化を実施し、生産性や品質の向上を図ります。

また、耕畜連携による循環型地域農業の促進や、J-クレジット*制度の活用によるCO₂排出削減への取組を検討し、これらによる持続可能な農業を推進します。

主な施策推進事業

- 畑作生産基盤強化事業
- 畜産酪農振興事業
- 家畜伝染病対策事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 草地整備面積	ha	0.0 (R3年度)	269.0
(2) 耕作放棄地面積	ha	0.0 (R3年度)	0.0
(3) 新規就農者延べ人数	人	0 (R3年度)	3
(4) 畑作物の総販売高	百万円	1,146 (R2年度)	1,200

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町酪農・肉用牛生産近代化計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町田園環境整備マスタープラン	平成26(2014)年度～
弟子屈町農業経営基盤強化促進基本構想	平成6(1994)年度～
弟子屈町 人・農地プラン	平成24(2012)年度～
弟子屈町農業振興地域整備計画	昭和45(1970)年度～
第2期てしかが まち・ひと・しごと創生戦略	令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

関連するSDGs (Goals)



* J-クレジット 省エネ再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、経済産業省・環境省・農林水産省が運営している。本制度により、民間企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用で国内の資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指している。

2 農業経営力の強化

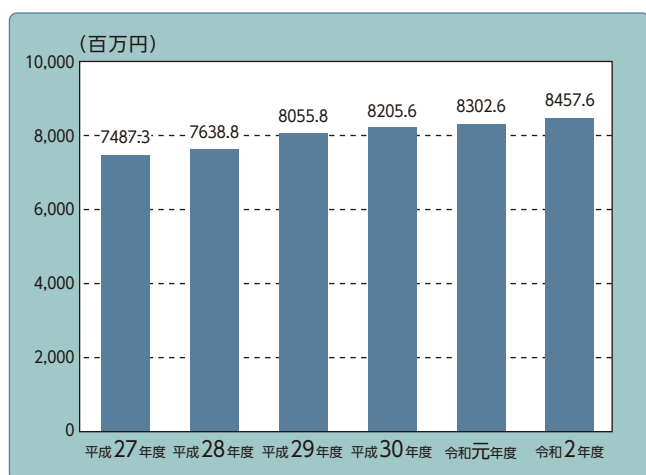
現状と課題

本町では、農業経営の維持・安定を図るため、営農サポート体制の強化、労働力の確保による生産力の向上と、農畜産物の流通体制の整備強化とともに、地域特産品のブランド化に取り組んでいます。

しかしながら、厳しい農業経営環境が続く中、離農者が続いており、農業経営の維持に向けスムーズな経営移譲が出来る体制や方法の確立が必要となっています。

そのため、農業経営の体質強化を進めるとともに、労働生産性の向上に向けたICTやロボット等を活用したスマート農業の導入も必要となっています。

また、地産地消の取組による地場産食材の安定した供給や、農業と観光の連携の更なる推進の他、摩周そば、摩周和牛などのブランド化により既存特産品の安定生産と販路拡大を図るとともに、新たな乳製品の開発を進める必要があります。



農畜産物販売高



900草原 (町営牧場)

取組の方針

- 異常気象による農業経営への影響を低減する取組や、経営コストの低減に向けた取組を支援し、農業経営体質の強化を図ります。
- 農業者の労働環境の軽減を支援するとともに、労働生産性の向上に向けたスマート農業への取組を支援します。
- 地場産食材の安定した供給と地産地消の取組を強化し、地域内経済の循環をより活性化します。
- 本町特産品の安定生産と販路拡大に向け、ブランド化を推進します。
- 優れた生乳を活用し、本町の特産品となる弟子屈産チーズの開発と製品化を進め、次代のブランド化を図ります。

目指す姿

- 安定した農業経営のもと、行政・農業者・商工業者が連携し、地場産食材を内外に発信・普及させ、誰もが誇れる魅力ある農業のまちづくりが進んでいます。

施策

(1) 農業経営の体質強化

馬鈴しょ・小麦の病害虫対策及び冷湿害対策のための抵抗性品種の導入促進や、てん菜・そばの湿害対策による畑作経営の改善支援、異常気象などに伴う農業生産の減少に対応し、農業経営の安定化に向け農畜産物の増産支援を関係機関との連携により行うとともに、国などの制度に基づき農業資金借入の利子補給を行い、農業経営の体質強化を促進します。

また、飼料の集中生産・管理に関する検討やコントラクターなどの組織運営を農業協同組合と推進し、低コストな経営体づくりを目指します。

主な施策推進事業

- 畑作構造転換事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- 農業金融対策事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

(2) 労働力の確保と省力化の推進

農業者の労働力不足や休暇を補完するため、「畑作パートバンク」や「酪農ヘルパー」の利用組合に対し支援を行い、不足する人材の確保に努めるとともに、酪農家の労働時間の軽減や優良後継牛の育成を図るため、町営牧場の利用を促進します。

また、労働生産性の向上を図るために、ICTやロボット等を活用したスマート農業の導入に向けた農業者の取組を支援します。

主な施策推進事業

- 畑作パートバンク利用支援事業
- 酪農ヘルパー利用支援事業
- 労働力確保対策事業
- 町営牧場管理事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

(3) 地域産業間の連携強化

年間を通し地場産食材の安定した供給が行えるよう、生産や流通体制の整備強化に努めるとともに、町内事業者や消費者のニーズを把握し宿泊施設や飲食店の他、一般家庭にも広く普及するよう、農業協同組合や商工会と連携した地産地消の取組を進め地域内経済の循環を促進します。

また、農業景観の整備や農業体験の機会の創出を行い、農業と観光の連携による取組を推進します。

主な施策推進事業

- 地場産品推進事業
- 農観連携に関する研究事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

(4) 地域特産品のブランド化と販売強化

摩周メロン、摩周そば、摩周和牛、葡萄酒の旦（ワイン）など既存特産品の安定生産と販路拡大を図るとともに、戦略的PRにより新たな特産品の地域ブランドとしての定着へ向けた取組を推進します。

主な施策推進事業

- 摩周メロンブランド化事業（★「しごとづくり」推進事業）
- 摩周そばブランド化強化事業（★「しごとづくり」推進事業）
- 摩周和牛流通対策事業（★「しごとづくり」推進事業）
- 弟子屈ワイン事業（★「しごとづくり」推進事業）

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(5) 弟子屈産チーズの開発

優れた生乳を産出する本町において、気候・風土に合い、本町の特産品となる弟子屈産チーズの開発を進め、製品化を図ります。そのため、製造拠点の整備と、作り手となる技術者を確保します。

また、本事業により開発した製品の販売計画を検討し、併せて町内外での販路開拓を進めます。

主な施策推進事業

- 弟子屈産チーズ製造拠点整備事業（★「しごとづくり」推進事業）
- 弟子屈産チーズ販路開拓事業（★「しごとづくり」推進事業）

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	◎

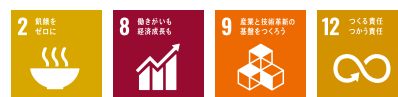
指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 農業の平均所得	万円	688（R2年度）	700
(2) 酪農ヘルパーの充足率	%	57.0（R2年度）	85.0
(3) 地場産食材の販売額	千円	17,224（R2年度）	20,000
(4) 摩周和牛の町内取扱い累計店舗数	件	0（R3年度）	5
(5) 弟子屈産チーズの販売額	千円	－（R3年度）	10,000

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町農業経営基盤強化促進基本構想	平成6(1994)年度～
弟子屈町人・農地プラン	平成24(2012)年度～
第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

関連するSDGs (Goals)



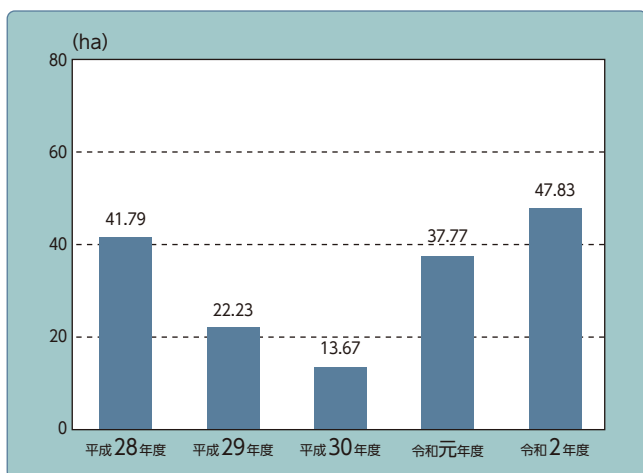
3 森林の保全と適切な利活用の推進

現状と課題

本町では、森林と共生するまちを具現化し、森林の恵みを将来にわたって持続可能なものとするために、林業の担い手不足の解消と安定した森林経営を可能とするための基盤強化を図っています。

また、森林は、自然環境の保全や地球温暖化対策、国土強靱化にとって重要であり、伐採跡地の解消や森林機能の維持を進める造林事業、林業従事者の雇用促進、高性能機械の導入などによる林業施業の効率化とコストの低減、木材利用の促進や普及啓発にも本町は力を入れています。今後もその継続的な取組が必要となっています。

併せて、林業の担い手の確保が厳しい状況は続いていることから、林業を担う人材の育成を続けていく必要があります。



間伐面積



町有林伐採作業

取組の方針

- 町有林の計画的な施業の推進と、施業管理コストの低減を図るとともに、カーボン・ニュートラルの進展を見据えた取組を推進します。
- 高齢化する森林所有者の不安の解消に向け、森林の集約化と計画的な整備を推進します。
- 林業機械の導入や地場産材の多目的利用の促進により、林業事業体の経営体質の強化を支援します。
- フォレスターや森林施業プランナーなどの人材育成を積極的に支援し、林業の担い手の育成を推進します。

目指す姿

- 森林作業員が確保され、継続的な林産業の安定経営が進められるとともに、健全な森林が拡大・再生されています。

施策

(1) 町有林の適切な管理

森林経営計画に基づき、町有林の計画的施業を推進し、造林事業の拡充を図ります。

また、急傾斜地など危険地区に適した樹種の植林を進めるとともに、町有林と民有林が一体となった高密度な作業路網の整備を行い、施業管理コストの低減を図ります。

併せて、カーボン・ニュートラルの進展を見据え、J-クレジット制度に対応した森林経営活動や植林活動を進めます。

主な施策推進事業

- 町有林適正管理事業
- 災害予防植林事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 民有林の活用と保全

民有林の適正な管理を促進するため国等の関係機関と連携し、森林環境譲与税を活用しながら森林所有者の意識高揚を図るとともに、森林の集約化を進め、造林や育林による無立木地の解消や間伐の促進により計画的な森林整備に努めます。

併せて、環境保護の観点も含め、J-クレジット制度を取り入れることにより木質バイオマス等の森林活用を推進します。

また、森林の水源かん養林・保安林等公益機能を一層強化します。

主な施策推進事業

- 森林整備等促進事業
- 森林による環境対策事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 林業経営基盤の強化

安定的な森づくりのため、民有林の経営基盤である森林組合など、林業事業者の経営体質の一層の強化を図ります。

また、林業生産の安定化を図るため、町から最新の情報を発信し高性能林業機械の導入を推進するとともに、民間事業者に対しても間伐材をはじめ、地場産材の多目的利用を促進します。

主な施策推進事業

- 林業事業者経営安定化事業
- 地場産材利用促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

(4) 林業の担い手の育成

高齢化により減少している林業従事者の確保を図るため、関係機関・事業体との連携を強化し、後継者の育成支援に努めるとともに、国の林業資格制度であるフォレスターや森林施業プランナーなどの人材育成を積極的に支援し、林業従事者の確保に努めます。

主な施策推進事業

- 林業担い手対策事業
- 林業従事者確保事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

指標

指標名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 町有林造林事業(植栽)面積	ha	11.25 (R2年度)	20.00
(2) 豊かな森づくり面積	ha	8.28 (R2年度)	15.00
(3) 弟子屈町森林経営計画の設定	属地	3 (R3年度)	3
(4) 林業の担い手	人	21 (R3年度)	25

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町森林整備計画	平成29(2017)年度～令和8(2026)年度
弟子屈町森林経営計画	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度

関連するSDGs (Goals)



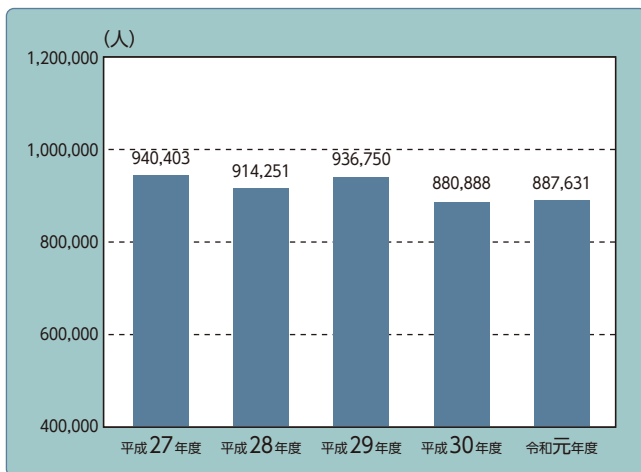
4 観光まちづくりの推進

現状と課題

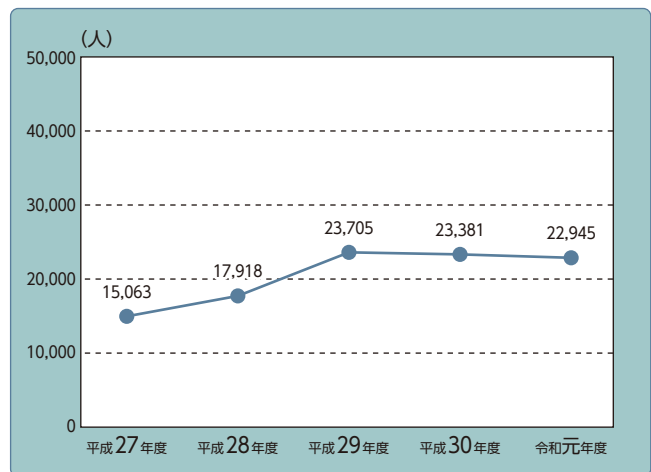
本町は、摩周湖や屈斜路湖に代表される豊かな自然や、豊富な温泉資源により、観光のまちとしても発展を続けてきましたが、知床の世界自然遺産の登録や、近隣観光地の積極的な経営投資、また町内観光施設の老朽化等により、観光宿泊客の減少が続いています。そのため、観光のまちとしての再生を図るため、新たな視点で時代のニーズに即応できる組織や人材の育成を強化するとともに、地域のあらゆる資源を最大限に活用し、観光の総合力を底上げするため、各産業の連携を強固なものにして、魅力的で選ばれる観光地域づくりに取り組んでいます。

現在本町では、これまでの取組を踏まえて新たな観光振興の展開を始めており、観光に関する多くの事業者のみならず住民への取組内容の周知を図っていますが、川湯地区においては国立公園満喫プロジェクトに指定され再生の道筋に期待が高まっており、今後、新たな観光推進組織を立ち上げ強化するとともに、本町の自然資源の活用推進、農業との一層の連携強化により、観光地としてのブランド化を図る必要があります。

また、テレワークへの志向が高まる中、観光施設等との連携により新たな取組を進めることも必要です。



観光入込客数



外国人宿泊客数

取組の方針

- 全町的な観光振興により、観光の町としての再生を図ります。また、観光地域づくりを進めるための財源の確保に努めます。
- 豊かな自然環境の活用と経済の好循環を進めるために、エコツーリズムを推進します。
- 摩周湖観光協会との連携により、地域DMO（観光地域づくりを行う法人）体制の構築と活動の支援を推進します。
- 国（環境省）との連携による国立公園満喫プロジェクトを推進し、川湯温泉街の再生を図ります。
- 本町観光のブランド化を進めるとともに、広域の観光関連団体等との連携による観光振興の相乗化を図ります。
- 町外からの働き世代の移住者を受け入れる情報環境の整備を推進します。

目指す姿

- 本町の豊かな自然や人々の暮らしを守り続ける「弟子屈町らしい持続可能な観光地」づくりが進んでいます。

施策

(1) 新たな観光地域づくりの推進

観光の町としての再生を図るため、新たな観光地域づくりに向けた取組内容を多くの住民に周知します。併せて、全町的に観光振興を進めるために、関係する町内の観光事業者との連携の強化に向け、業態ごとの組織化の推進と組織加入率の向上を図るとともに、観光コンテンツ（旅行商品、イベント等）の開発と充実に努めます。また、観光地域づくりに活用できる財源として、観光振興に用途を限定した入湯税の増税や宿泊税など、新たな財源の創出に向けた検討を行っていきます。

主な施策推進事業

- 観光地域づくり推進事業
- 観光推進団体支援事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(2) エコツーリズム*の推進

平成28年（2016年）に制定された「てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想*」を活用し、てしかがえこまち推進協議会と連携してエコツーリズムを推進することで、環境と経済の好循環を促進していきます。

主な施策推進事業

- エコツーリズム推進事業
- アトサヌプリトレッキングツアー認定ガイド支援事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(3) 摩周湖観光協会（地域DMO）の活動支援

観光振興の中核的な組織として地域DMO・摩周湖観光協会の組織を刷新し、マーケティング及びマネジメントを実施する新たな体制を構築します。

また、J S T S - D*の設定と周知を図るとともに、加盟団体の役割に基づく活動への支援を行います。

主な施策推進事業

- 観光地域づくり中核組織形成及び支援事業
- サステナブル推進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	○

*エコツーリズム 「地域ならではの特色」を活かした観光を、環境保全や地域振興につなげる持続可能な仕組みのこと。

*てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想 エコツーリズムを推進するための地域の指針を指し、国の認定を受けることで「全体構想認定地域」となる。弟子屈町は平成28（2016）年に全国で8番目、北海道では初めての認定地域となっている。

*J S T S - D 令和2（2020）年に観光庁が定めた「日本版持続可能な観光地ガイドライン」を指す。国際基準の持続可能な観光地の指針であるG S T C - Dに準拠している。

(4) 川湯温泉街の再整備

国立公園満喫プロジェクトに基づく廃ホテルの解体促進や、宿泊施設（ホテル）の誘致により、川湯温泉街の再整備を推進します。併せて「散策して楽しめる温泉街」の醸成に向け、沿道の老朽化した土産物店等の（景観）改善や温泉川の遊歩道整備、清掃活動を行います。

また、宿泊者の満足度向上に向けた各種支援のほか、温泉の殺菌効果及び森林浴の効果についての周知・啓発を行う「川湯温泉街魅力向上事業」の実施を通じ、滞在型観光を促進します。

主な施策推進事業

- 川湯温泉街の再整備事業（★「まちづくり」推進事業）
- 川湯温泉街魅力向上事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(5) 観光ブランド化の推進

SNSの活用、ファンクラブの創設と情報発信等による効果的なマーケティングとプロモーションの強化を図るとともに、滞在型観光の推進に向けたアクティビティの開発と充実を図るとともに、Wi-Fi拡充や電子決済等の環境整備、多言語による情報発信を推進することで、多様化する観光客に対応していきます。

また、本町の観光拠点である摩周湖レストハウス及び硫黄山レストハウスの改修を進めるとともに、道の駅摩周温泉や大鵬相撲記念館等、既存の観光施設や街並みの整備と魅力の向上を図ります。

主な施策推進事業

- デジタルマーケティング等ICT推進事業（★「まちづくり」推進事業）
- 摩周湖レストハウス改修事業
- 硫黄山レストハウス改修事業
- 道の駅摩周温泉整備事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(6) 広域連携の推進

水のカムイ観光圏や北海道観光振興機構、REVIC*、HAP*、ひがし北海道自然美への道DMO等、広域の観光関連団体等との連携による観光の振興を図ります。

また、空港からの二次交通や町内の移動手段などの検討、観光交通体系の実証実験等、交通の再構築を進めていきます。

主な施策推進事業

- 水のカムイ観光圏事業
- 阿寒摩周国立公園広域観光協議会事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	◎

*REVIC Regional Economy Vitalization Corporation of Japanの略。株式会社地域経済活性化支援機構のこと。金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援するとともに、地域経済の活性化に資する事業活動を行っている。

*HAP 北海道エアポート株式会社。北海道内7空港を運営している。

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 弟子屈町延べ宿泊者数	人	19万（R元年度）	24万
(2) アウトドアガイド人数	人	22（R3年度）	25
(3) Green Destination 認証制度*に世界トップ100選出	選出	－（R2年度）	選出
(4) にっぽんの温泉100選（川湯温泉）	位	59（R3年度）	30
(5) 来訪者満足度（「大変満足」の回答者割合） ※水のカムイ観光圏アンケート調査に基づく。	%	15.4（R2年度）	30.0
(6) 弟子屈なび閲覧数	PV	32万（R2年度）	35.2万

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町観光振興計画	令和4（2022）年度～令和11（2021）年度
阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2025	令和3（2021）年～令和7（2025）年

関連するSDGs（Goals）



川湯の湯川清掃



川湯温泉街DIY

*Green Destination 国際的な観光地の基準（GSTC）により認定された、持続可能な観光地に関する認証制度。
認証制度 Green Destinationにより定められた100の項目について、観光地ごとに診断を行い、審査を経て認証を受けることができる。2021年現在、日本国内の12の地域が「世界の持続可能な旅行地トップ100選」に選出されている。

第2節 雇用を支える産業力の向上



1 商工業の活性化の推進

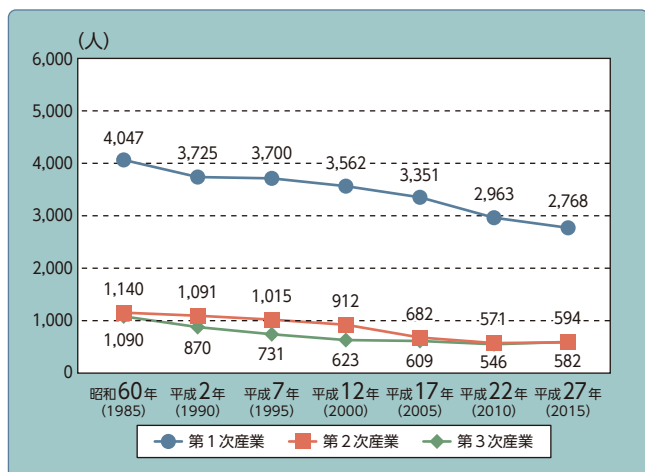
現状と課題

本町では、商工会など関係機関との連携を強化しつつ地域商工業の振興を図るとともに、市街地の賑わい創出のための商業環境の整備に向けた対策に取り組んでいます。

しかしながら、本町の商工業者は、将来的な人口減少や事業継承が困難であるなど厳しい経営状況にあり、行政による経済活動の支援により、民間活動を活発にしていく必要があります。

そのため、商工会と共同策定した経営発達支援計画による小規模事業者支援を実施していますが、今後も弟子屈町商工会や金融機関との連携により、地域商工業の振興を図る必要があるとともに、新たな特産品開発に向けた取組が重要となっています。

また、町内の空き店舗の活用も課題となっていることから、本町では、支援の対象施設を空き店舗から空き施設に改正し、専用住宅など店舗でなかった空き施設の店舗化及び住宅兼用店舗における店舗部分のみの活用も可能とすることによって、新たな出店を促進していますが、今後は、既存の町内事業者だけでなく、移住者も含めた新規起業家に対する支援も強化することにより、賑わいのある市街地づくりに向けた取組が必要です。



産業別就業人口（15歳以上）



加工センター

取組の方針

- 弟子屈町商工会との連携により、町内商工業者への活動支援と事業継承する人材の育成を支援します。
- 魅力的な商店街づくりを進めることにより、地元での消費購買の促進による地域内経済の好循環を図ります。
- 地場産食材の利用を促進し、加工品や特産品の開発を進めます。
- 町内外の働く世代が活用できるよう、テレワーク環境等の整備を進めます。

目指す姿

- 商工事業者の経済基盤の強化により、地域内経済の好循環が生まれています。

施策

(1) 持続可能な商工業への支援

制度融資や補助制度の活用を促進するとともに、経営相談の充実に努め、事業所の存続に向け事業承継の取組を支援します。

また、中心市街地のコンパクトシティ化により、住民及び観光客を誘導する仕組みの構築を進め、併せて、事業所等のホームページの充実や電子決済等のICT導入などを通じ、活力ある事業所の支援を展開します。

更に、小規模事業者の経営力・対応力の向上などに取り組む商工会の活動を支援し、若い担い手の人材育成や次世代リーダーの育成と、持続可能な経済基盤づくりを推進します。

主な施策推進事業

- 中小企業振興融資事業
- 商工会支援事業
- 経営発達支援事業
- 地域雇用活性化推進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	○

(2) 域内消費の推進

地元での消費購買による地域内経済の循環を促進するために、地域の住民が町内で消費しやすい店舗や商店街、街並み改善に取り組み、魅力的な商店街づくりを進めるとともに、チャレンジショップ事業等起業や出店しやすい環境整備に取り組み、コミュニティビジネスなどの育成を図ります。

主な施策推進事業

- 空き店舗活用促進事業（★「まちづくり」推進事業）
- 企業振興促進制度（★「まちづくり」推進事業）

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	○

(3) 地産地消や特産品の開発・販売

町内の宿泊施設や飲食店における地場産食材の利用を促進する地産地消の取組を進めるとともに、町内で生産された地場産食材の加工品・特産品開発を進め、販売体制確立に取り組みます。

主な施策推進事業

- 特産品販売促進事業
- 新商品開発販売促進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	○

(4) 新しい働き方の推進

町外からの働き世代の増加や、新しい働き方を推進するため、本町でのテレワーク環境の整備やサテライトオフィスの整備を推進します。

主な施策推進事業

- テレワーク推進事業
- サテライトオフィス推進整備事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
	◎	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R7年度)
(1) 事業所数	箇所	498 (R元年)	500
(2) 年間商品販売額	百万円	8,108 (H28年)	8,500
(3) 新規開発商品数 ※地域の特産品、お土産などの開発。	個	0 (R3年度)	5
(4) 新規事業所	箇所	1 (R3年度)	5

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
経営発達支援計画	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



2 水産資源の保全に向けた取組の推進

現状と課題

屈斜路湖は日本最大のカルデラ湖であり、豊かな水産資源がありましたが、昭和13年の大地震の影響により魚類はほぼ全滅しました。

その後、湖の水質が向上した結果、平成になってから魚類の確認ができるようになり、多くの釣り人等が訪れる湖となりました。

更に、町で増殖事業を続けてきた結果により、現在水産資源は回復傾向にあります。

今後本町では、屈斜路湖の水産資源と周辺環境の保全を第一に、持続可能な水産資源の活用を検討し、枯渇させないための土台作りとして、漁業組合の設立に向けた取組を進めていく必要があります。



水産資源特別採捕活動



水産資源増殖活動

取組の方針

- 水産資源の確保・増大を進めるとともに、漁業組合設立に向けた準備を進めます。

目指す姿

- 水産資源の保全による増大が進み、水産業が産業として成立する状態となっています。

施策

(1) 水産資源の育成

魚資源の枯渇を防ぐため増殖事業等を継続して実施し、水産資源の確保と調査、育成に努めるとともに、水産振興に向けた調査及び計画、ルール作りを進め、将来の漁業協同組合の設立に向けた支援を行います。

主な施策推進事業

- 水産振興事業
- 特別採捕事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R 7 年 度)
(1) 任意団体の設立	団体	0 (R3年度)	1

関連するSDGs (Goals)



3 人手不足の解消と企業・事業所の誘致

現状と課題

本町では、既存企業の振興支援や地域の資源を活かした新たな企業の誘致及び新産業の創出等によって、雇用の場の確保と拡大を図るとともに、人手不足の解消を目指して取組を進めています。

そのため、本町への立地を検討する企業や町内産業関連企業への誘致活動を行うとともに、参入意向の把握に努め、併せて事業所誘致に向けた国内外の投資家等との継続協議を行っています。

また、地域資源である地熱から受ける恩恵を最大限地域に還元するため、地熱発電等本格活用に向けた調査等を進めるとともに、関連する事業者や投資家の誘致促進に努めています。

本町では、弟子屈町商工会等関連団体との連携により、事業者ガイドを作成し、町内の企業や事業者を広く求人・求職者に伝えるよう取り組んでいますが、町内企業や事業者の人手不足は近年ますます顕在化し、その活動にも影響を及ぼしていることから、雇用と求職者とのミスマッチを解消しつつ、これまで以上に人手の確保に努める必要があります。

また、商業・サービス業の充実と新たな立地は、域内経済の循環に好影響を及ぼし、賑わいを取り戻す機会にもなることから、今後も積極的な誘致に取り組む必要があります。



道の駅摩周温泉

取組の方針

- 町内の企業や事業者の認知度向上を図るとともに、U I J ターンンの取組や求人・求職間のミスマッチの解消により、人材の確保を図ります。
- 誘致有望企業との協議を進めるとともに、企業振興促進事業その他の支援事業を活用した企業、事業所の誘致を図ります。
- 本町の拠点地区の賑わいを取り戻すため、サービス関連の事業所や飲食・物販施設の立地の促進に努めます。

目指す姿

- 企業誘致により町内経済の活性化が図られ、雇用増加に結びついています。
- 町内企業や事業者での人材不足が解消され、経済活動が活性化しています。

施策

(1) 雇用の促進及び人手不足の解消

若年者や女性、就労困難者など求職者の状況に応じた就業支援策やマッチング機会創出を講じ、産業振興や各種施策を通じ、企業の新たな雇用の拡大を図るとともに、中高校生に対する企業の紹介や町外へ出た人へのアプローチ等により、若年者層を中心に産業人材育成を段階的に推進し、町内での就職を促進します。

また、各関係機関・団体と連携して、未就労者に対する各種セミナーやマッチング機会の創出、資格の取得を支援することにより、就労機会の創出に努めます。

更に、事業者の通年雇用や就業環境改善に取り組むとともに、地元企業の認知度向上に向け、町内外に向けた企業紹介活動や移住者獲得と連動した企業PRに取り組みます。

主な施策推進事業

- 地域雇用活性化推進事業
- 就職氷河期世代就業支援事業
- 新規雇用促進事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	○

(2) 企業・事業所の立地促進

本町の地域資源を生かした企業進出のあり方を検討するとともに、起業時の事業所新設支援、企業進出や事業拡大に対する優遇制度のPR、及び誘致活動など、有効な企業振興策を展開します。

主な施策推進事業

- 事業所新設支援事業
- 優遇制度広報事業
- 企業誘致活動事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	◎	○

(3) 街なかでの賑わいの創出

本町が進めるコンパクトシティ化と並行して、弟子屈地区や川湯地区の市街地の賑わいを取り戻すために、空き地や休業施設の利活用の支援、また空き店舗の改修支援により、サービス関連の事業所や飲食・物販施設の立地促進に努めます。

主な施策推進事業

- 空き施設調査活用事業
- 空き店舗家賃補助事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 就業者数	人	3,958（H27年度）	4,000
(2) 計画期間中の事業所の誘致数	事業所	0（R2年度）	5
(3) 新規立地店舗（事業所）数	店・所	0（R2年度）	3

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
(仮) 人材育成・雇用促進計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



経営活性化講習会

暮

第3章

【基本目標3】

誰もが安心して暮らせる
夢(まち)づくり



第1節 健康づくりの推進と医療の充実



1 健康づくりの推進

現状と課題

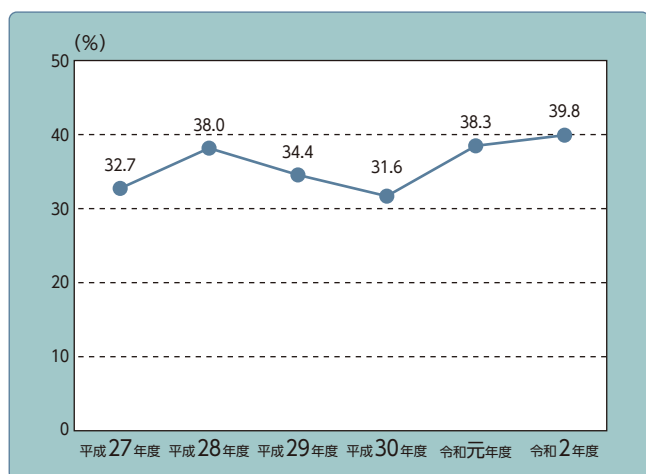
本町では、住民自らが健康づくりの重要性を意識し、いきいきとした生活を送ることができるよう、各種健（検）診や食育などの情報発信を充実させ、健康維持の増進を図っています。

そのため、各種健（検）診の実施を通じて、疾病の早期発見・早期治療により、壮年期の健康保持と社会の損失を防ぐとともに、自治会を代表する健康づくり推進委員に対し健康づくりに関する意識の高揚のための研修会等を実施しています。

また、住民の健康意識の向上のきっかけ作りとして特定健康診査の受診勧奨や健康教育等を行っていますが、国民健康保険加入者に対する特定健診の受診率は40%に届かず、その向上を今後も図る必要があります。

わが国では、近年人生100年時代とうたわれるようになり、平均寿命や健康寿命も引き続き延伸している状況にあり、本町でも健康な高齢者が増えていますが、その一方で、認知症や寝たきりなど要介護状態となる人もみられることから、心身ともに健やかに過ごせるよう住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むために、幼児期からの健康教育や、高齢者が生涯健康であることの意識改革のための健康指導や健康教育及び訪問事業など、これまで以上に住民への働きかけが必要です。

また、本町では国や道と比較して自殺死亡率が高いことから、心の健康づくりの知識普及に努めるとともに、心の病気に早期に対応できる体制の強化も必要です。



特定健康診査受診率



取組の方針

- 特定保健指導・個別健康相談の実施、若年層の検診受診の促進に努めるとともに、高齢者の疾病予防や重症化予防と介護予防及びフレイル*対策を推進します。併せて、健康寿命の延伸にも不可欠な、口腔機能の維持を支援します。
- ゲートキーパー等の人材育成を進め、心の健康づくりを支援し、自殺者のないまちづくりを推進します。

目指す姿

- 心身ともに健康な住民の生活支援を支援する体制が強化され、健康寿命が延伸しています。

施策

(1) 健康づくり意識の向上

人生100年時代に向け、住民が「自分の健康は自分で作る」という意識を持つよう、その啓発活動や予防活動などを推進し、住民自らの健康管理意識の高揚を図ります。

特定健診やがん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療、生活習慣改善への取組を支援するとともに、特に高血圧症や糖尿病などのリスクが高い人の生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導・個別健康相談の実施や、受診者の少ない若年層の検診受診を促進します。

併せて、口腔機能を維持することにより健康寿命の延伸を図ります。

主な施策推進事業

- 特定健診・がん検診事業
- 歯周疾患検診事業
- 特定健診受診促進事業
- 糖尿病重症化予防事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 心の健康づくりの支援

心の健康に関する相談しやすい環境づくりや、広報紙や講演会・学習会の実施により「心の健康づくり」の知識普及に努めるとともに、心の病気に早期に対応できるゲートキーパー等の人材育成を進めることにより、自殺死亡率の低下に努めます。

主な施策推進事業

- 自殺予防ゲートキーパー養成事業 (★「くらしづくり」推進事業)
- 自殺予防対策普及啓発事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

*フレイル 日本老年医学会が2014年に提唱した概念で、「Frailty (虚弱)」の日本語訳。加齢や疾患によって身体的・精神的なさまざまな機能が徐々に衰え、心身のストレスに脆弱になった状態のこと。

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 生活習慣病（脳血管疾患、心疾患等）の死亡率	%	19.8（令和2年度）	13.2 ※(1/3減少)
(2) 自殺死亡率（人口10万対） ※基準値は、平成27年度から令和元年度の自殺死亡率。	%	21.1	14.7 ※(▲30.0%)

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第2次「元気でしかが21」計画	平成27(2015)年度～令和6(2024)年度
第3次「元気でしかが21」計画（仮）	令和7(2025)年度～令和16(2034)年度
いのち支える弟子屈町自殺対策計画	平成30(2018)年度～令和6(2024)年度
（予定）第2期いのち支える弟子屈町自殺対策計画	令和7(2025)年度～令和16(2034)年度
弟子屈町国民健康保険データヘルス計画	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度
（予定）第2期弟子屈町国民健康保険データヘルス計画	令和6(2024)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度
弟子屈町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画（仮）	令和6(2024)年度～令和12(2030)年度
保健事業・地域支援事業計画	毎年度

関連するSDGs (Goals)



2 安心できる医療環境の推進

現状と課題

本町では、町内医療機関の連携や他地域医療機関との広域連携、救急医療体制を強化し、医師不足等の厳しい状況にある地域医療体制の維持・向上に努めています。

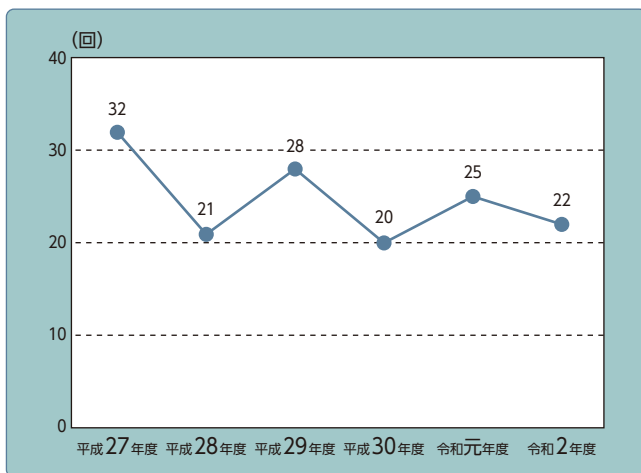
その結果、摩周厚生病院を中心とする地域医療体制の充実が進んでいるとともに、道東ドクターヘリなどの救急医療や人工透析などの医療環境の整備も図られ、着実な運用が進んでいます。

しかしながら、医療機関における医師や看護師等の医療従事者の不足は続いており、今後も常勤の医師を増やす事により地域医療の充実に努めるとともに、資格取得後に町内で勤務する予定の者へ修学中の資金を貸付し、看護師等の確保を図る必要があります。

また、摩周厚生病院の赤字補てんは、平成29年度以降、常勤医師不足、人工透析体制整備のための医師及び専任看護師確保のため、出張医師に対する経費等関係費用が増加し、赤字額が大幅に増加する結果となっていることから、更なる経営改善努力を求めていく必要があります。

また、設備投資を行う必要がある町内の医療機関を支援するとともに、川湯地区での歯科診療所の維持に向けた経営の支援を継続する必要があります。

本町では、就学前児童の医療費及び小学生の入院に要した医療費の助成、高校生世代までの医療費を助成し、医療受診の負担を軽減していますが、子育て世代の経済的な負担の軽減に向け、引き続き実施することが必要です。



道東ドクターヘリ運航回数



摩周厚生病院

取組の方針

- 地域の医療施設（診療所）の連携の体制の強化を進めるとともに、医師や看護師の確保を支援します。
- 高度救命救急センターや地域救命救急センターとの連携を強化し、住民が安心して暮らせる医療環境の構築に努めます。

目指す姿

- 町内医療機関の連携や他地域医療機関との広域連携、救急医療体制が強化され、地域医療体制の維持・向上が図られています。

施策

(1) 地域医療施設の充実

住民が安心して地域の医療施設（診療所）で受診することが可能で、必要な医療が的確に提供されるよう、行政や関係機関との情報の共有化を図るとともに、技術連携も含めた地域医療連携の体制づくりや、住民が求める診療科目の充実を推進します。

また、地域の適正な医療体制を確保するために、医師や看護師の確保を支援するとともに、二次救急医療機関である摩周厚生病院の運営に対して必要な支援を行います。

主な施策推進事業

- 摩周厚生病院支援事業
- 町内病院運営支援事業
- 医師・看護師養成事業
- 訪問看護ステーション利用者交通費支援事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(2) 救急救命医療の体制強化

住民が希求する救急医療の体制に向け、高度救命救急センターや地域救命救急センターとの連携を強化し、ドクターヘリの安定的な運行を行います。

主な施策推進事業

- 釧根広域救急医療確保事業
- 小児救急医療支援事業
- 道東ドクターヘリ共同運航事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値（R7年度）
(1) 町内医療機関の常勤医師数 ※歯科医師を除く。	人	7 (R3年度)	7
(2) 救急搬送手段の確保 ※救急車及びドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）の確保。	台・機	2 (R3年度)	2

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
釧路圏域地域医療構想	平成27(2015)年度～令和7(2025)年度

関連するSDGs (Goals)



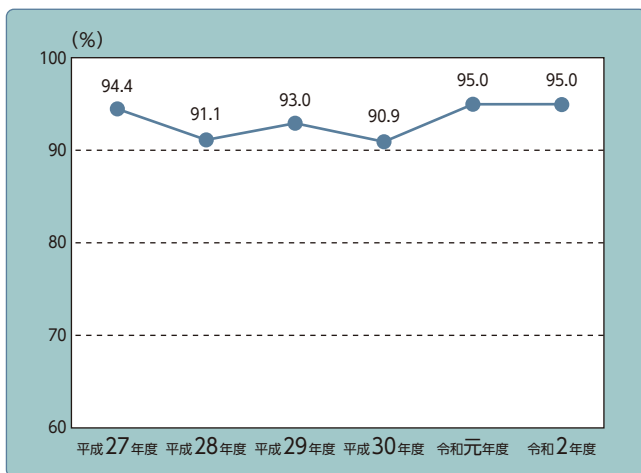
3 感染症対策の強化

現状と課題

令和元（2019）年12月以降、中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は感染力が強いことから、本町だけでなくわが国を含む世界全体に大きな影響を及ぼす結果となっています。

この新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の医療体制にも大きな影響が出ましたが、それに留まらず社会経済の活動は麻痺し危機的な状況に陥ることとなりました。

こうしたことを踏まえ、今後再度感染が広がる事や、新たな感染症が発生した時に、その対応に向けた体制の構築も必要になっています。そのため、本町では、対応の実施体制、住民等への情報提供と共有、予防・まん延防止対策の強化、予防接種の円滑な実施、医療との連携、住民生活及び地域経済の安定の確保等を速やかに行えるよう、住民、医療機関等の関連団体との協議を踏まえ、万全な体制を構築する必要があります。



MR（麻しん風しん混合ワクチン）接種状況



ワクチン接種シミュレーション

取組の方針

- 新型コロナウイルス感染症対策の徹底と、新型コロナワクチン予防接種の円滑な推進を図ります。
- 平時から感染症対策を実施し、ワクチン接種を推進します。

目指す姿

- 新型コロナウイルス感染症やその他各種感染症を防ぐ体制が構築されています。

施策

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行うとともに、感染リスクの低減を図ります。また、新型コロナウイルスワクチン予防接種を円滑に進めていきます。

主な施策推進事業

- 新型コロナウイルス感染拡大防止事業
(★「くらしづくり」推進事業)
- 新型コロナウイルスワクチン予防接種事業
(★「くらしづくり」推進事業)

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 各種感染症対策

国の行動計画等に沿って、各種予防接種を円滑に進めます。

また、新たな感染症が発生しても、基本的対処方針に基づき道や近隣の市町村と緊密な連携を図るとともに、町内医療機関との連携により、院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を進め、対応力のある体制を整えます。

主な施策推進事業

- 小児の定期予防接種事業
- 小児の任意予防接種事業（インフルエンザ、おたふく）
- 成人の定期予防接種事業
- 肝炎、エキノコックス検診事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値（R7年度）
(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種率 ※基準値は令和3年12月時点	%	88.6（R3年）	90.0
(2) 麻疹風疹ワクチンの接種率（Ⅱ期）	%	100.0（R2年度）	100.0

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
保健事業・地域支援事業計画	毎年度
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成28(2016)年3月～
弟子屈町観光振興計画	令和4(2022)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



第2節 子育て・福祉環境の充実



1 豊かに暮らせる福祉の充実

現状と課題

本町では、誰もが安心して住みやすいまちとなることを目指し、地域全体で支えあう仕組みづくりを進めるとともに、関係機関との協力関係を強化し、適切な相談支援が行える体制の構築に努めています。

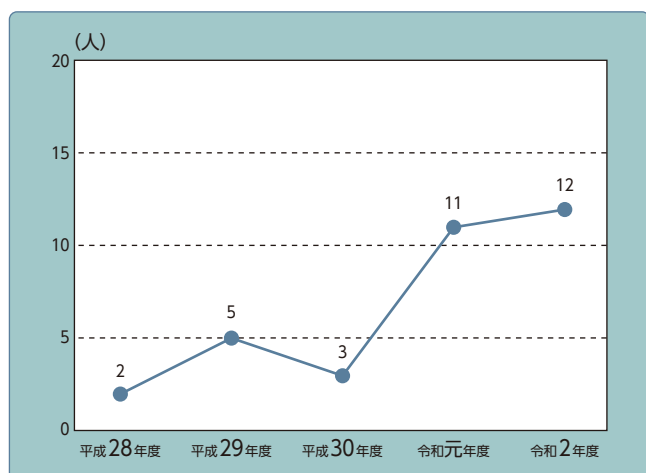
現在本町の福祉サービスは、担い手の不足などが深刻化していますが、住み慣れた地域での自立した生活を支えるため、きめ細やかな福祉サービスが提供される社会福祉協議会やその他の社会福祉事業所などによる在宅福祉サービスが多数利用されています。

また、冬季の生活支援として暖房用燃料費を助成し、高齢者・障がい者・ひとり親等低所得世帯の経済的負担を軽減しています。

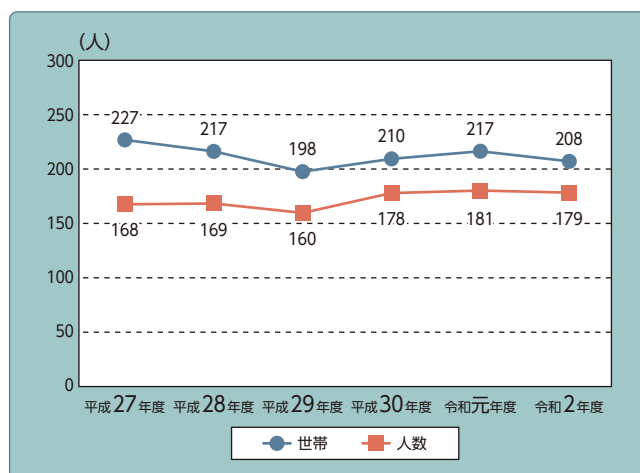
住民の身近な相談者である民生委員児童委員は、本町との連携によりその活動を行っていますが、将来的には高齢化などにより、担い手不足の深刻化が懸念されており、地域福祉を推進する福祉人材の育成が必要となっています。

災害時に自力では避難等ができない援護を要する高齢者等をあらかじめ登録し、当該者等が安心して暮らせるようにする要援護者台帳は登録者が減少しているものの、登録者全員との定期的な面談と最新情報の更新を維持しており、地域見守り体制の維持に努める必要があります。

併せて、低所得者であっても等しく成年後見人制度を利用できるよう、権利擁護人材の育成により制度の利用を促進する必要があります。



成年後見制度利用者



生活保護受給世帯・人数

取組の方針

- 各種団体や地域住民とともに、福祉環境の整備や地域福祉組織の充実を図ります。
- 福祉を支える人材の確保と育成に努め、円滑に福祉サービスが提供できる環境づくりを推進します。
- 生活困窮者やひとり暮らしの高齢者などの、自立し安定した生活支援に努めます。

目指す姿

- 多くの「見守りの目」があることで、自助・共助・公助が隔てられることなく、安心して暮らせるまちになっています。
- 将来に対する不安が軽減される環境や支援体制が充実しています。

施策

(1) 地域の支えあい体制の構築

住民誰もが安心して住みやすいと実感できるまちを目指し、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、支えあい推進会議等の各種団体や地域住民とともに、福祉環境の整備や地域福祉組織の充実を図ります。

主な施策推進事業

- 社会福祉団体支援事業
- 民生委員児童委員活動支援事業
- 生活支援体制整備事業（支えあい推進会議）
- 地域ケア会議推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(2) 地域を支える福祉人材の育成

人口減少が進む中で、福祉を支える人材の不足が懸念されており、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを積極的に支援します。

主な施策推進事業

- 社会福祉団体支援事業
- 成年後見制度利用促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(3) 生活困窮者への支援の実施

生活困窮者やひとり暮らしの高齢者などが自立し安定した生活が送れるよう、相談体制の充実に努め、対象世帯へのサービス・支援の充実を図ります。

主な施策推進事業

- 生活相談事業
- 高齢者等生活支援事業
- 成年後見制度利用促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
	○	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 8050問題※等が顕在化した場合の対応割合	%	100.0（R2年度）	100.0
(2) 市民後見人養成数	人	28（R2年度）	40
(3) 生活相談者対応数	件	全件（R2年度）	全件

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町高齢者保健福祉計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
(次期) 弟子屈町高齢者保健福祉計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
弟子屈町第8期介護保険事業計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
弟子屈町第9期介護保険事業計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

関連するSDGs (Goals)



※8050問題 80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のこと。

2 子育て支援の充実

現状と課題

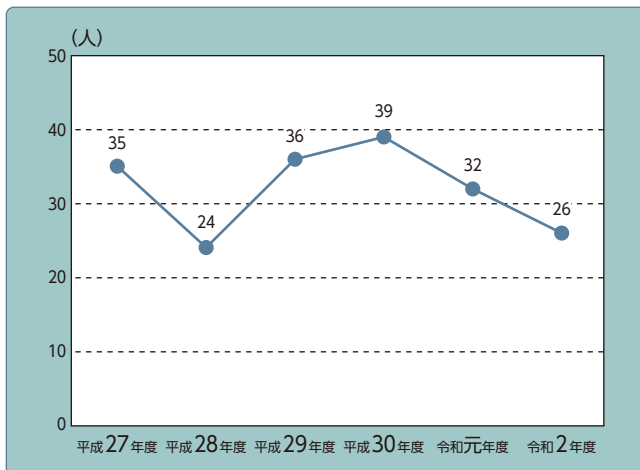
本町では、少子化の流れを食い止め、次代を担う子ども達が健やかに育つよう、出産と育児の支援体制の充実に努めています。

しかしながら、本町の出生数は年々減少傾向にあり、その背景には働く女性の増加等が考えられることから、家庭支援の充実が不可欠となっています。

また、保健師による家庭訪問や相談活動を実施し、妊娠中や産後の孤立や不安を解消するよう努めています。

更に、妊娠・出産に係る経済的負担軽減のため、妊産婦健診及び産後健診、出産準備に係る交通費助成を継続的に実施するとともに、育児や成長発達への不安や孤立感を抱える母親もいることから、子育てしやすい環境づくりと妊娠・出産の切れ目のない支援を展開する必要があります。

乳幼児期においては、母子ともに健康に過ごせるよう、食に関する知識の提供や乳幼児に対しての健康診査を行い母子保健の充実を図っていますが、本町では、子育て世代の朝食欠食率が高く、子どもの食生活に影響している現状があることから、朝食の重要性を各家庭に周知し、健康に育つための基本的な生活習慣を子どもが身に付けられるよう、家庭への支援の充実に努める必要があります。



出生数



次代を担う子ども達が健やかに育つように

取組の方針

- 妊娠・出産に関わる相談体制づくりの充実を図ります。
- 母子ともに乳幼児期を健康に過ごせるよう支援を行うとともに、食育への理解の促進に努めます。
- 保護者がひとりで育児を抱え込まないように支援します。

目指す姿

- 子育て世代が悩みをひとりで抱え込まない充実した支援が行われているとともに、妊産婦が、妊娠期から子育て期を健やかに過ごすことができます。

施策

(1) 妊娠・出産の支援

孤立や不安を解消し、健康な妊娠期を過ごし出産を安心して迎えるために、定期健診の促進や訪問・相談の実施などの相談体制づくりの充実を図ります。

主な施策推進事業

- 妊産婦健康診査費用助成事業
- 妊産婦安心出産支援事業
- 妊婦安心サポート事業
- 特定不妊治療費用助成事業
- パパママ教室実施事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 母子の健康づくり

母子ともに乳幼児期を健康に過ごせるよう、乳幼児健診や産前産後ケアの実施等の母子保健事業の充実を図るとともに、予防接種に対する助成を継続し、子どもの疾病予防を図ります。

また、乳幼児期から食に関心を持ち、より良い食習慣を身に付けられるよう、関係機関と連携し、管理栄養士による乳幼児栄養指導などにより食育知識の普及啓発を図ります。

主な施策推進事業

- 新生児訪問事業
- 乳幼児健康診査事業
- 幼児歯科検診事業
- フッ素塗布、フッ素洗口事業
- 産前産後ケア事業
- 新生児聴覚検査費用助成事業
- ベビーマッサージ教室実施事業
- 食育事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 家庭ぐるみでの子育て支援の強化

家庭全体の育児参加を促すため、パパママ教室や母子手帳交付時の同席等、啓発活動や健康教育の実施などに取り組みます。

主な施策推進事業

- 育児不安早期把握事業
- 養育支援訪問事業
- パパママ教室実施事業
- 健康相談事業

協働の役割分担

住民	団体等	行政
○	○	○

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 妊婦健診受診率	%	100.0（R2年度）	100.0
(2) 乳児全戸家庭訪問率（里帰り中除く）	%	100.0（R2年度）	100.0
(3) 4か月健診で相談者ありの率	%	100.0（R2年度）	100.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第二期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
第三期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画	令和7(2025)年度～令和11(2031)年度
保健事業・地域支援事業計画	毎年度

関連するSDGs (Goals)



森の幼稚園



医療費還元事業フレカ

3 子育て環境の充実

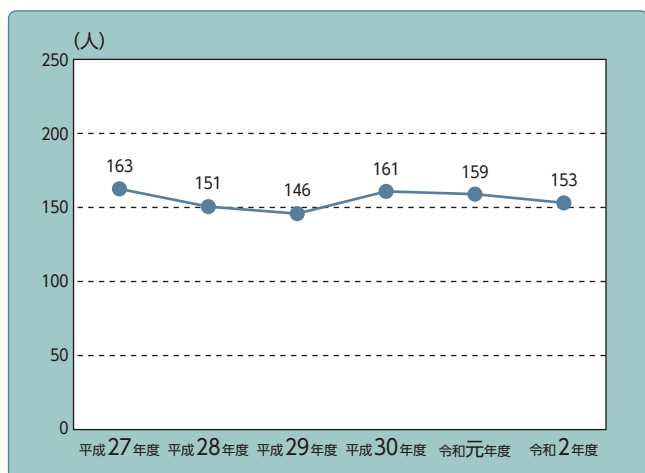
現状と課題

子ども達が持つ自ら成長しようとする力である「子育て」をサポートする「子育て支援」の充実に向け、本町では様々な取組を推進しています。

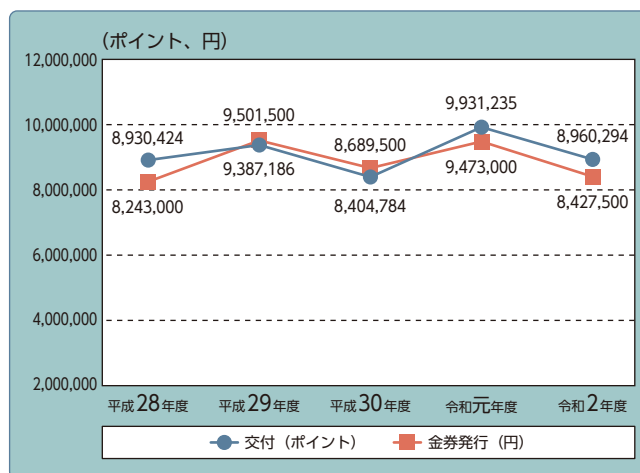
現在、乳幼児全戸家庭訪問等を実施し育児不安を早期把握することで、継続的な支援をし、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるよう包括的な支援を行うとともに、育児の孤立や不安を解消するため、相談体制の充実や子育て親子の交流の場の提供を行っていますが、あらゆる機会での周知を行い、利用の促進に努める必要があります。

また、生活スタイルの変化などにより多様化している様々な保育ニーズに応えるため、保育園や放課後児童クラブなど保育機能の充実を図るとともに、家庭的機能の補完をしながら、「生活」と「遊び」の場を提供し、子どもの健全育成を図る必要があります。

現在本町では大きな問題とはなっていませんが、子どもを巻き込んだ犯罪や、社会問題化している児童虐待・家庭内暴力・貧困等の問題を防ぐため、まち全体で子どもを見守ることができる体制づくりを更に強化する必要があります。



放課後児童クラブ登録者数



子育て応援医療費

取組の方針

- 子育てに関する情報の提供及び交流の場の提供を充実し、育児の孤立や不安を解消する取組を充実します。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減や、高校生までの医療費助成を継続します。
- 子育て家庭のサポートを強化する保育施設などの環境の充実と、認定こども園の運営支援を継続します。
- 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るネットワークを強化するとともに、「生活」と「遊び」の場を提供し、子どもの健全育成の充実を図ります。
- 虐待の予防啓発に努め、子どもの人権を尊重した地域づくりを進めます。

目指す姿

- 親と子、地域住民、事業者及び行政が一緒になって、子どもの輝きを、何にも代えがたい大切なものとして、育んでいくまちづくりが進んでいます。

施策

(1) 相談支援体制の充実

育児の孤立や不安を解消するため、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みや相談に対し、専門職が利用者に寄り添いながら、ニーズに応じた相談支援を充実させる他、子育てに関する情報の提供及び交流の場の提供に努めます。

主な施策推進事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
（★「ひとづくり」推進事業）
- 保育事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 経済的支援の充実

児童手当の支給、乳児期の育児用品購入に係る費用の助成及び保育施設の保育料及び給食費の無償化や放課後児童クラブのおやつ代の助成など、子育てにかかる経済的負担の軽減を継続支援するとともに、高校生までの医療費助成を継続実施し、医療受診の経済的負担を軽減します。

主な施策推進事業

- 児童手当
- 乳児養育支援事業
- 子育て応援医療費支援事業（★「ひとづくり」推進事業）
- 保育園・認定こども園就園支援事業
- 放課後児童育成事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 地域での子育て環境の充実

子育て家庭のサポートを強化するため、社会福祉協議会と連携したファミリー・サポートや保育施設などの子育て環境の充実を図ります。

また、様々な保育需要に対応した利用しやすい保育事業の検討を進め、乳幼児の保育（養護と教育）の充実を図るとともに、幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園の運営支援を継続します。

併せて、特別な支援を必要とする子どもの保育を充実させるため、保育士等の人材育成を図ります。

主な施策推進事業

- ファミリー・サポート事業
- 認定こども園支援事業
- 保育事業（川湯保育園の運営、環境整備）

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(4) 地域での見守り環境の充実

子どもの見守り体制等について、地域全体で子どもと子育て家庭を見守るネットワークを強化し、地域や学校、関係機関との連携体制の強化を図ります。

また、児童が放課後や学校の長期休暇を安全に過ごせるよう、学校の余裕教室を有効活用しての、放課後活動を継続して行い、保護者の代わりに家庭機能の補完をしながら、「生活」と「遊び」の場を提供した、子どもの健全育成の充実を図ります。

主な施策推進事業

- 放課後児童クラブ運営事業
- 放課後児童支援員育成事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(5) 児童虐待等の防止

面前DVなどによる心理的虐待やその他の虐待の予防啓発に努め、児童虐待などのない、子どもの人権を尊重した地域づくりを進めるとともに、要保護児童など援助を必要とする子どもとその家庭に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と情報を共有し、支援体制を整えます。

主な施策推進事業

- 要保護児童対策地域協議会運営事業
- 児童虐待等防止啓発事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	◎

指標

指標名	単 位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 子育て支援センター利用割合	%	26.3（R2年度）	30.0
(2) 子育て応援医療費支援事業交付率	%	71.0（R2年度）	80.0
(3) 保育園利用者アンケート調査 ※令和4年度実施結果により、基準値及び目標値を改めて設定	点	—	—
(4) 放課後児童クラブの利用割合	%	50.4（R2年度）	60.0
(5) 児童虐待相談件数	件	23（R2年度）	15

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
第二期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
第三期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画	令和7(2025)年度～令和11(2031)年度

関連するSDGs (Goals)



4 安心して暮らせる高齢者福祉の充実

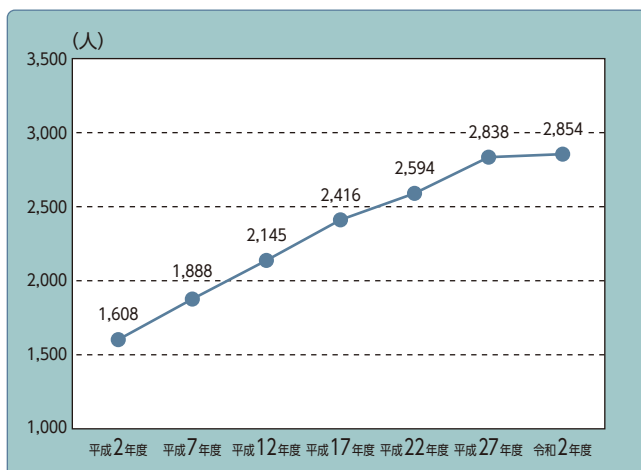
現状と課題

本町では、高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきとした暮らしが送れるよう、生きがいづくりや介護予防を中心とした健康維持、介護サービス、地域支えあい体制などの充実に向けた取組を進めています。

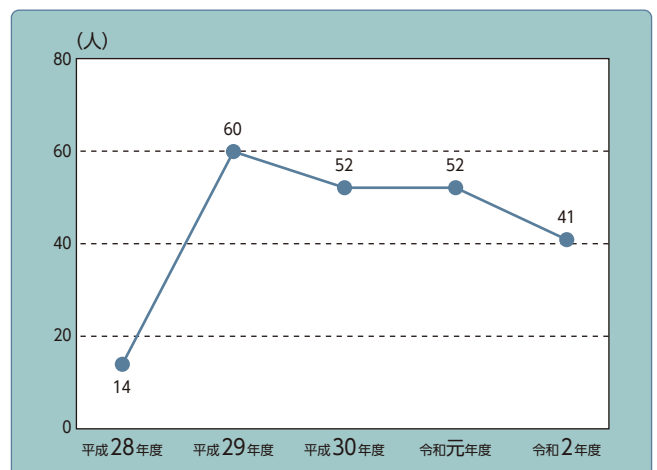
そのため、地域包括支援センターの充実と併せ、地域包括ケアシステムの推進に努めるとともに、地域住民との連携を強化する必要があります。

また、高齢者の日常の生活や生きがい活動を支援し、充実した暮らしを送れるよう支援をしていますが、本町の高齢者人口は増加しているものの、老人クラブや敬老会に参加する人数はほとんど変化がなく、地域の活動や集いに参加しない高齢者も増えており、介護予防の観点からも相談支援体制の強化も必要となっています。

併せて、高齢者や家族の日常生活を支援するため、在宅で介護をしている家族の身体的、経済的負担の軽減に今後も努める必要があります。



65歳以上人口



要介護者台帳登録者数

取組の方針

- 高齢者の生活全般にわたり、包括的で継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- 高齢者が、緊急時でも安全に安心して生活できるよう、地域住民による安全・安心対策活動への支援体制の充実を努めます。
- 高齢者への総合相談支援体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域で暮らせる支援を行います。

目指す姿

- 高齢者がいつでも、誰にでも相談できる雰囲気と体制があることで、不安を抱えることなく、いつも安心して暮らせる環境となっています。

施策

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

生活上の不安要素を適切に把握し、潜在化されているニーズについてケアカンファレンス等にて情報を把握するとともに、相談や介護サービス、医療、福祉、ボランティア活動など、高齢者にとって必要な支援を行う地域包括支援センターの充実を図り、センターを拠点とした保健・医療・福祉の専門機関や地域住民との連携を強化します。

また、地域の多様なケア機関との情報共有を進め、介護や支援を必要とする高齢者に生活全般の包括的で継続的な支援を行うため、地域包括ケアシステムの推進に努めます。

主な施策推進事業

- 在宅福祉サービス事業
- 包括的・継続的支援事業
(地域包括センター運営、地域ケア会議運営)

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(2) 要介護者対策の推進

独り暮らしや障がいを持つ高齢者が、緊急時でも安全に安心して生活できるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、赤十字奉仕団をはじめとした関係機関との連携を進めるとともに、地域住民による安全・安心対策活動への支援により地域との連携も進めます。

主な施策推進事業

- 高齢者等生活支援事業
- 緊急通報システム運用事業
- 災害時要介護者台帳（避難行動要支援者名簿）整備運用事業
- 赤十字事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(3) 相談支援体制の充実

関係機関との連携により、高齢者の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的に支援していく総合相談支援体制の充実を図ります。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、在宅介護サービスの基盤整備と民間事業者による入居型施設の整備を支援します。

主な施策推進事業

- 総合相談事業
- 在宅福祉サービス事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 地域包括センター運営協議会開催	回/年	1（R2年度）	1
(2) 災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）登録件数	件	40（R2年度）	60
(3) 相談件数全件対応	件	全件（R2年度）	全件

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町高齢者保健福祉計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度
（次期）弟子屈町高齢者保健福祉計画	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
弟子屈町第8期介護保険事業計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度
弟子屈町第9期介護保険事業計画	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
弟子屈町観光振興計画	令和4（2022）年度～令和11（2031）年度

関連するSDGs (Goals)



5 社会参加を進める障がい者（児）福祉の充実

現状と課題

本町では、障がいのある人が、地域で自立して安心して暮らせるよう、必要なサービスや生活・社会参加支援と相談支援体制の充実を図っています。また、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供を行っています。

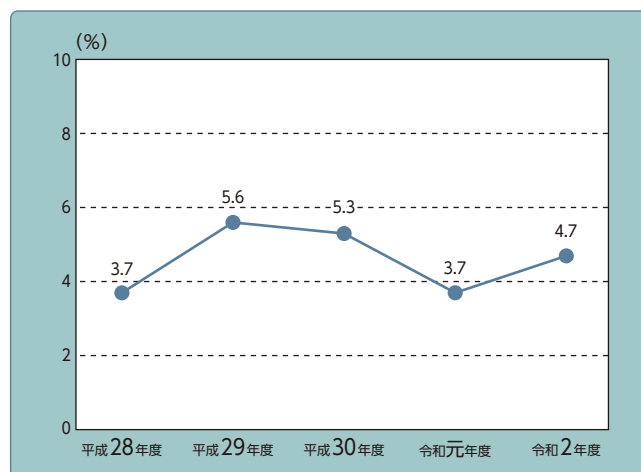
現在、相談支援の充実に努めるとともに、釧路圏域8市町村で広域対応できるよう組織化を進め令和3年度より地域支援を進めていますが、広域対応組織の運用方法等について検討する必要があります。

こども発達支援センターでは、対象となる児童が増加傾向となり、慢性的な職員不足となっています。今後、児童が減少していく中で、反比例して割合が高くなっていくことが想定されますが、障がい児サービス（こども発達支援センター）の専門支援員等に限りがあり、関係職員の増強が望まれています。

併せて、発達に心配のある子どもや保護者の不安感・相談などに対応できるよう、心身の発達に遅れやつまずき、障がいのある幼児や児童及び保護者への相談支援を実施し、発達の増進を図るとともに、各関係機関と連携を取りながら早期発見・療育を目指す必要があります。



ふれあい祭り



児童のこども発達支援センター利用割合

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	7	7	0	1	3	1	19
聴覚	0	4	3	10	0	7	28
音声言語	4	0	4	4	0	0	8
肢体	35	37	49	67	30	19	237
内部	78	1	13	26	0	0	118
計	124	49	69	108	33	27	410

障害者手帳交付者数（令和元年度）

取組の方針

- 障がい者（児）の情報把握・共有を行いながら、的確な支援・サービスの提供を行います。
- 保護者の休息等を確保するためのレスパイト事業の拡充に努めるとともに、発達に心配のある幼児・児童の早期発見と支援に取り組みます。
- 福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保に努めるとともに、障がい児の療育支援を充実します。
- 地域住民や関係機関と障がいに係わる情報を共有し、安心して相談できる体制を整えます。

目指す姿

- 病気や障がいを持つ人も、安心して地域で暮らせるまちとなっています。
- 療育を必要とする子どもへの支援と、家族の不安が軽減される町となっています。

施策

(1) 障がい者（児）への支援サービスの周知と活用の促進

障がいに関する福祉制度の活用について、障がい者（児）及びその家族に対し情報提供サービスの充実を図るとともに、障がい者等協議会との連携を強化し、障がい者（児）の情報把握・共有を行いながら、的確な支援・サービスへとつなげていきます。

主な施策推進事業

- 障がい者等協議会運営事業
- 障がい者相談支援事業
- こども発達支援相談事業
- こども発達支援関係機関協力事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 障がい者（児）の地域生活支援の強化

障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに社会活動への参加ができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児に色々な体験の場を提供することで成長の発達を図るとともに、保護者の休息等を確保するため社会福祉協議会で実施しているレスパイト事業を協力支援します。

また、発達に心配のある幼児・児童の早期発見に努め、保護者に対しての相談支援を充実させるとともに、療育支援を強化します。

併せて、児童相談所など専門機関とのネットワークの充実と連携を強化します。

主な施策推進事業

- 障がい者地域生活支援事業
- こども発達支援発見事業
- こども発達支援ネットワーク事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 福祉サービス基盤の整備

多様化する福祉ニーズに対応できる人材の育成確保や、福祉サービス提供事業者への支援を図ります。

また、障がい児については、個々の発達プログラムに合わせた療育支援を放課後等デイサービス事業として実施し、関係機関との連携を図りながら個々の成長発達を促します。

主な施策推進事業

- 障がい福祉サービス給付事業
- こども発達支援関係機関協力事業
- こども発達支援放課後等デイサービス事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

指標

指標名	単 位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 障がい者等協議会の開催	回/年	5（R3年度）	5
(2) 保護者の休息等確保のための協力支援	回/年	2（R3年度）	2
(3) 通所利用児の療育支援の実施	件/年	全件（R3年度）	全件

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町障がい者基本計画	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度
(次期) 弟子屈町障がい者基本計画	令和6(2024)年度～令和11(2031)年度
弟子屈町第6期障がい福祉計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
弟子屈町第7期障がい福祉計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
弟子屈町第2期障がい児福祉計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
弟子屈町第3期障がい児福祉計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

関連するSDGs (Goals)



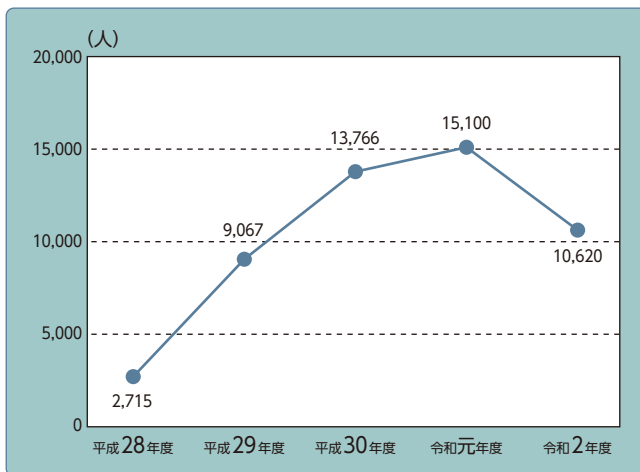
6 介護支援の充実

現状と課題

本町では、要介護状態になった場合でも可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度による要支援認定を受けた方の状態の軽減と重度化の抑制に努めています。

養護老人ホーム倅和園では、入所後において加齢や疾患に伴い身体機能の低下により施設において生活を継続していくのにあたり支援あるいは介護が必要になる利用者が増加してきている現状が見られます。そのため、自立した日常生活を営むことができ、かつ安全・安心に過ごすことができるよう支援を行うとともに、介護予防の推進として利用者の意向、日常生活課題あるいは疾患状態や過去の生活歴など総合的な利用者の状況把握を行い、アクティビティサービスの提供や生活相談を行いながら適切な介護予防サービス等につなげる取組を進める必要があります。

また、今後は、加齢に伴う認知機能やADL※の低下を防ぐために、機能訓練体操や学習療法等により個別的なサービスメニューを提供します。



「ふまねっと運動、いきいき百歳体操等参加者数



「ふまねっと

取組の方針

- 要支援認定者等が、生きがいや自己実現を図ることができるよう、自立した日常生活の支援に努めます。
- 地域における介護予防に関する知識や情報の提供、啓発活動を行うとともに、サポーターやボランティアを育成します。
- 寝たきりを作らない・要介護者に移行しないよう、適切な介護予防サービス等を提供し、地域密着型（介護予防）サービスの提供に努めます。

目指す姿

- 寝たきりとなる人を作らないよう、適切な介護予防サービス等が提供されています。
- 施設（養護老人ホーム倅和園）入所者の身体機能の低下が防止され、日常における安定的な生活が継続されています。

※ADL Activities of Daily Living（日常生活動作）の略。移動・排泄・食事・更衣・洗面・入浴などを指し、ADLが低下する背景には身体機能と認知機能の低下と精神面・社会環境の影響がある。

施策

(1) 地域支援事業の推進

要支援認定者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に、要支援状態や介護予防・生活支援サービス事業対象状態の軽減・悪化防止や、地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、生きがいや自己実現の取組を支援します。

主な施策推進事業

- 総合相談事業
- 訪問型サービス事業
- 養護老人ホーム倭和園運営事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(2) 介護予防の強化

地域における健康相談、健康教育、訪問活動等を通し、介護予防に関する知識や情報の提供、啓発活動を行います。

また、介護予防サークルの継続支援や、いきいき百歳体操の立ち上げ支援を行うとともに、ふまねっとサポーター、ガンバルーンサポーター、脳トレボランティア、菜の花会ボランティアサポーターを支援し、必要に応じてリハビリテーション専門職の関与を促進し、介護予防の取組を総合的に支援します。

主な施策推進事業

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 自立支援の充実

生活機能の低下を防ぎ、要支援状態の軽減・悪化防止に効果が期待できるよう、また、介護が必要になっても安心して在宅での生活を継続できるよう、居宅（介護予防）サービスの充実を図るとともに、入居しながらも家庭的な生活環境の下、介護や日常生活上の支援を受けることができる、地域密着型（介護予防）サービスの維持を図ります。

主な施策推進事業

- 認知症初期集中支援チーム事業
- 地域密着型サービス運営推進会議事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R7年度）
(1) 訪問型サービス事業（移動支援） ※事業開始となる令和4年度実績を基準値とし、それに基づき目標値を設定。	件	－（R4年度）	－
(2) いきいき百歳体操、ふまねっと、ガンバルーン、脳トレ、菜の花会への65歳以上の住民参加率（厚生労働省基準）	%	20.0（R2年度）	20.0
(3) 認知症初期集中支援チームの対応率	%	100.0（R3年度）	100.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町高齢者保健福祉計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
(次期) 弟子屈町高齢者保健福祉計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
弟子屈町第8期介護保険事業計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
弟子屈町第9期介護保険事業計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

関連するSDGs (Goals)



ふまねっと交流会